

平成 28 年

第 1 回柳泉園組合議会定例会議録

平成 28 年 2 月 24 日開会

柳泉園組合議会

平成28年第1回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	2
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	4
・諸般の報告	4
・施政方針	4
・行政報告	4
・議案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 9
・議案第2号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 9
・議案第3号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 1
・議案第4号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 1
・議案第5号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 1
・議案第6号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 1
・議案第7号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 5
・議案第8号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 7
・議案第9号（上程、説明、質疑、討論、採決）	4 8
・議案第10号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 6
・議案第11号（上程、説明、質疑、討論、採決）	5 6
○閉 会	7 1

平成28年第1回
柳泉園組合議会定例会会議録

平成28年2月24日 開会

議事日程

1. 会期の決定
2. 会議録署名議員の指名
3. 諸般の報告
4. 施政方針
5. 行政報告
6. 議案第1号 柳泉園組合情報公開条例の一部を改正する条例
7. 議案第2号 柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
8. 議案第3号 柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
9. 議案第4号 柳泉園組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
10. 議案第5号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
11. 議案第6号 柳泉園組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
12. 議案第7号 柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例
13. 議案第8号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
14. 議案第9号 平成27年度柳泉園組合一般会計補正予算(第2号)
15. 議案第10号 平成28年度柳泉園組合経費の負担金について
16. 議案第11号 平成28年度柳泉園組合一般会計予算

1 出席議員

- | | |
|----------|----------|
| 1番 島崎清二 | 2番 関根光浩 |
| 3番 村山順次郎 | 4番 後藤ゆう子 |
| 5番 藤岡智明 | 6番 桐山ひとみ |
| 7番 鈴木たかし | 8番 小西みか |

9番 渋谷 けいし

2 関係者の出席

管理者	並木 克巳
副管理者	渋谷 金太郎
副管理者	丸山 浩一
助役	森田 浩
会計管理者	西村 幸高
清瀬市都市整備部参事	佐々木 秀貴
東久留米市環境安全部長	小林 尚生
西東京市みどり環境部長	松川 聡

3 事務局・書記の出席

総務課長	新井 謙二
施設管理課長	千葉 善一
技術課長	佐藤 元昭
資源推進課長	宮寺 克己
書記	横山 雄一
書記	小林 光一
書記	押切 悦子
書記	本間 尚介

午前10時00分 開会

○議長（渋谷けいし） それでは、定足数に達しておりますので、ただいまより平成28年第1回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（渋谷けいし） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、2月17日、代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります島崎清二議員に報告を求めます。

○1番（島崎清二） おはようございます。代表者会議の御報告をさせていただきます。

去る2月17日、代表者会議が開催され、平成28年第1回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成28年第1回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、2月24日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程としましては、まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、施政方針」及び「日程第5、行政報告」を続けて行い、質疑は行政報告の終了後に一括してお受けします。

次に、議案審議に入り、「日程第6、議案第1号、柳泉園組合情報公開条例の一部を改正する条例」及び「日程第7、議案第2号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例」は関連がございますので一括議題として質疑を受け、個々に討論、採決いたします。

次に、「日程第8、議案第3号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」から「日程第11、議案第6号、柳泉園組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」までは関連がございますので一括議題として質疑を受け、個々に討論、採決いたします。

次に、「日程第12、議案第7号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例」から「日程第14、議案第9号、平成27年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）」までを順次上程し、質疑、討論を受け、採決いたします。

次に、「日程第15、議案第10号、平成28年度柳泉園組合経費の負担金について」及び「日程第16、議案第11号、平成28年度柳泉園組合一般会計予算」は関連がございますので一括議題として質疑を受け、個々に討論、採決いたします。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、第1回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（渋谷けいし） 報告が終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員御報告のとおり本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りとし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（渋谷けいし） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第3番、村山順次郎議員、第4番、後藤ゆう子議員、以上のお二人をお願いいたします。

○議長（渋谷けいし） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしておりますので、書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渋谷けいし） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（並木克巳） それでは、改めまして、皆さんおはようございます。

本日、平成28年柳泉園組合議会第1回定例会の開催に当たりまして、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

各市とも第1回定例会の開催を控えましてそれぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日の定例会におきましては、平成28年度における主な課題とその対応及び事業運営に対する基本的な考え方について申し上げさせていただき、行政報告では11月から1月までの主な事務事業について御報告させていただきます。

また、御案内のとおり、条例及び平成28年度予算案など、11件の議案を御提案させていただきます。御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではありますが、第1回定例会の開会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渋谷けいし） 「日程第4、施政方針」及び「日程第5、行政報告」を続けて行います。なお、質疑につきましては行政報告が終了した後、一括してお受けいたします。

まず施政方針を行います。

○管理者（並木克巳） 平成28年第1回柳泉園組合議会定例会に当たり、平成28年度における柳泉園組合の主な課題とその対応及び事業運営に対する基本的な考え方を申し上げます、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様並びに周辺地域の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、事業運営の基本方針について申し上げます。

近年、廃棄物行政をめぐる状況は大きく変貌しております。

国においては、平成28年度の環境省重点施策としては、東日本大震災の教訓を踏まえた防災・減災対策として、災害時に発生する廃棄物を円滑に処理する体制の確保、廃棄物処理施設の耐震化や廃棄物処理システムの強靱化などに取り組むことを掲げております。また、新たな温室効果ガス削減目標の達成に向けた国内対策の抜本的強化と世界全体の排出削減へ貢献することとしております。

関係市においては、ごみの減量などをさらに推進するため、容器包装プラスチックの分別収集及び資源化が実施され、廃棄物の発生抑制や容器包装リサイクル法への対応、また、小型家電リサイクル法への対応についても実施されております。

このような状況において、当組合においても中間処理施設の立場から、最終処分に係る負担を軽減するため可能な限り資源化を図ってまいります。また、地球温暖化対策の推進も視野に入れ、節電をするとともに効率的な発電を行うなど、維持管理を工夫し経費の節減を図りながら、日々排出される廃棄物の安全で衛生的な処理を安定的に行うように努めてまいります。

次に、当組合として解決すべき課題とその対応について申し上げます。

初めに、負担金の抑制について申し上げます。

関係市の財政事情は依然として厳しい状況の中、関係市の負担金を抑制するには歳出経費の削減と負担金以外の歳入確保に努めることが必要であります。

クリーンポートの大規模補修を実施するに当たり、施設の維持管理を含めた包括的な長期継続委託とすることで、大規模補修費や施設の維持管理に係る経費は大幅に削減できることが見込まれます。また、歳入の確保に努め、基金を活用するなど、関係市へ新たな負担が生じることのないよう努めてまいります。

次に、クリーンポート施設の延命化に伴う長期包括委託について申し上げます。

クリーンポートは、稼動開始から15年が経過しており、施設の安定稼動や延命化を図

るため、大規模な補修を行う必要があります。大規模補修の実施に当たっては、財政的なメリットが期待できることから、運転管理に加え消耗品などの調達を含めた包括的な長期継続委託とし、総合評価落札方式により契約者を決定したいと考えております。平成29年度からの長期包括委託の実施に向け、実施事業者の選定などを行うため、専門的な知識を有する者を含めました柳泉園組合クリーンポート長期包括審査委員会を設置いたします。また、委員会の審議資料や委員との連絡調整などの支援については、昨年6月に契約をしましたクリーンポート大規模補修に伴うコンサルティング業務委託により、委員会の運営を円滑に進めてまいります。

次に、水銀濃度検出に係ることについて申し上げます。

昨年9月1日、クリーンポート1号炉の排ガス中から水銀濃度が検出され、焼却炉の稼働を停止しました。クリーンポートから水銀濃度が検出されたこのことについて、学識経験者や専門的な知識を有する者を含めました柳泉園組合水銀混入調査対策委員会を設置し、原因究明や再発防止対策などについて調査、検証等を行ってまいります。また、委員会の資料作成や委員との連絡調整支援及び報告書作成などの業務については、水銀混入調査報告書作成業務委託を行い、委員会の運営が円滑に進むよう実施してまいります。

次に、人事管理について申し上げます。

ここ数年、定年退職及び普通退職の欠員補充のための新規職員の採用は、人件費抑制のため、原則行っておりませんが、将来において安定した組織を維持するため、職員の年齢構成に配慮し、5年ごとに1名は採用しておりますが、職員の欠員分につきましては、再任用職員の積極的な活用や嘱託員の採用などにより対応しております。また、関係市との人事交流につきましては、当組合が事務事業を円滑に進める上で、関係市と意思の疎通を図ることは極めて重要であり、平成10年度から人事交流を行ってまいりました。しかし、職員数が減少しているため、清瀬市及び西東京市への交流は見合わせておりますが、東久留米市とは引き続き人事交流を行ってまいります。

次に、平成28年度予算編成について申し上げます。

予算編成に当たりましては、依然として関係市の財政事情が極めて厳しいことを踏まえ、歳入の使用料及び手数料については、平成26年度の決算額及び27年度の決算見込みをもとに精査した上で計上しております。また、歳出につきましては、各施設の維持管理に係る維持補修費、消耗品費、光熱水費及び委託業務などの経費削減に努め、基本的に平成26年度の決算額をもとに精査した上で必要最小限の経費を計上しておりますが、経年劣

化等により老朽化が著しい厚生施設プール棟の大規模改修に伴う関連する経費を計上したことにより、歳入歳出予算の総額は前年度に比べ1億52万2,000円、3.3%増の31億7,330万6,000円となります。

関係市の負担金につきましては、厚生施設のプール棟の大規模改修工事費の財源として、環境整備基金から3億円とスポーツ振興くじからの助成金3,000万円を見込んでおりますので、本年度の負担金は前年度に比べ1億2,697万1,000円、7.1%減の16億6,136万4,000円となり、各市とも負担金は前年度より減額となります。

次に、平成28年度の主要施策について申し上げます。

初めに、総務関係について申し上げます。

本年度の人員体制については、職員36人、再任用職員3人と嘱託員8人の47人体制といたします。

平成28年度関係市においては、一般廃棄物処理基本計画の見直しが予定されております。当組合においても関係市に合わせ見直しを行うため、その経費として270万円を計上しております。

また、統一的な基準による地方公会計制度について、平成29年度までに導入し、財務書類を作成することが義務づけられました。本年度は導入に向け、固定資産台帳の整備を行う必要がありますので、その経費として216万円を計上しております。

次に、施設関係について申し上げます。

管理棟及びクリーンポートの工場棟内に設置してあります建築設備用の監視システムは、設置後15年が経過していることから、システムの更新を行うための経費として5,400万円を計上しております。

また、ごみピット自動火災検知装置についても、設置後15年が経過していることから、その更新経費として1,490万4,000円を計上しております。

次に、クリーンポートについて申し上げます。

可燃ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して334トン、0.5%減の6万4,963トンを見込んでおります。

また、不燃・粗大ごみ処理施設などから発生する可燃物等を含めましたクリーンポートでの焼却量は、前年度の当初計画量と比較して571トン、0.8%減の7万577トンを見込んでおります。

焼却後に発生する残渣については、焼却残渣に含まれている金属類を資源物として回収

し、金属類回収後の残渣は日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場内のエコセメント化施設へ搬送することにより、それぞれ再利用いたしますので、焼却残渣の埋め立て計画はございません。

クリーンポートにおいては、施設の安定稼動を目的とした定期点検整備補修を毎年度計画的に実施しており、本年度においても経年劣化が進んでいる部品や装置の交換を実施いたします。また、蒸気タービンについては4年に1回の法定検査に当たり、部品交換や劣化診断を実施することから、定期点検整備補修費は前年度より6,700万円ほど増額となりました。

ごみ計量器については、2年に1回の計量法に基づく法定検査を受検するため、点検整備補修費として300万7,000円を計上しております。

クリーンポートプラント制御用電算システムの整備については、システムの老朽化に伴い延命化を図るため、継続費として前年度より3カ年で更新を計画しました。前年度は計画どおりの整備が実施され、本年度は第二期工事として2億7,054万円を計上しております。

発電計画につきましては、本年度においても電力供給が不足する事態が想定されることから、安定した施設稼動することにより、発電電力量の確保を図ってまいります。

放射能関係の測定につきましては、放射性物質汚染対処特措法の規定により、焼却残渣及び排ガス中の放射性物質濃度の測定を毎月1回、敷地境界の空間線量の測定は毎週1回義務づけられているため、本年度においても引き続き適正に測定を行ってまいります。また、前年度に引き続き放流水についても、2回の測定を行います。これらの測定結果などの情報は、広報紙りゅうせんえんニュースや組合のホームページを活用し、ダイオキシン類等の測定結果とあわせ公表し、情報公開を推進してまいります。

次に、不燃・粗大ごみ処理施設について申し上げます。

不燃ごみ及び粗大ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して14トン、0.2%減の7,536トンを見込んでおります。

不燃・粗大ごみ処理施設で破碎処理した後の硬質系プラスチック類については、固形燃料として加工した後、セメント焼成の燃料として使用し、その灰はセメント原料の一部として再利用いたします。さらに、軟質系プラスチック類及びその他可燃物はクリーンポートで焼却処理を行い、金属類等は資源物として回収することにより、不燃物の埋め立て計画はございません。

不燃・粗大ごみ処理施設は、稼動開始から30年以上経過しており、高圧受変電設備は経年劣化が著しく、保守点検の結果においても設備を更新するよう指摘を受けているため、設備の更新経費として4,060万8,000円を計上しております。

次に、リサイクルセンターについて申し上げます。

資源物の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して241トン、3.2%減の7,261トンを見込んでおり、リサイクルセンターで選別処理及び圧縮梱包等した上で資源化いたします。さらに、資源化の難しい屑ガラスについても建設資材等として加工し再利用することにより、埋め立て計画はございません。

リサイクルセンターは稼動開始から20年が経過しており、安定した処理を図る上で、本年度においても前年度に引き続き、経年劣化の著しいびん系列コンベア関係の補修費として1,735万2,000円を計上しております。

次に、し尿処理施設について申し上げます。

し尿の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して55キロリットル、4.4%減の1,207キロリットルを見込んでおり、処理後の汚水については1.5倍程度に希釈した上で公共下水道へ放流いたします。

次に、厚生施設について申し上げます。

厚生施設の室内プール施設は、組合周辺地域の方々の要望により設置し、以来30年が経過しており、プール棟全体に老朽化が見られることから、大規模な改修を行うため、昨年度は実施計画を策定しました。本年度は策定した実施計画に基づき、改修を実施するための工事費として3億8,534万4,000円を計上しております。また、経年劣化しているプール更衣室及びトレーニング室ロッカーの購入、改装する多目的室用の机や椅子などの購入費として1,068万円を計上しております。

プール棟の改修工事は10月から3月までの6カ月間を予定しており、その間、室内プール、トレーニング室及び会議室の使用は中止いたします。また、工事車両の搬入や資材置き場として、学童用の野球場についても工事期間中は使用を中止いたします。

厚生施設の運営につきましては、安全の確保と衛生面に配慮した厳重な水質管理など、特に工事期間中は利用者の安全には十分注意し、市民の皆様に快適に施設を利用していただけよう努めてまいります。

次に、今後の組合の課題について申し上げます。

不燃・粗大ごみ処理施設の改修計画については、関係市における容器包装プラスチックの資源化や小型家電のリサイクルの状況など、当組合に搬入される不燃ごみの組成及び量並びに粗大ごみの搬入量などを見ながら、適切な施設の規模、処理方法及び改修の実施時期につきまして、関係市と連携し、協議・検討してまいりたいと考えております。

清柳園の焼却施設については、休止して30年以上経過しており、施設の解体方法や解体後の跡地利用などについて、今後も引き続き調査、研究を行い、関係市と連携し協議・検討してまいります。

最後に、組合運営に当たっては、中間処理施設としての役割を適切に遂行するため、クリーンポート運転管理、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター、し尿処理施設及び厚生施設の業務の見直し並びに改善を図りながら、費用対効果を精査した上で効率的な施設運営に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、平成28年度の組合事業に関する基本的な考え方を申し述べましたが、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様並びに周辺地域の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げまして、施政方針とさせていただきます。

○議長（渋谷けいし） 次に、行政報告を行います。

○助役（森田浩） 恐れ入りますが、行政報告に入る前に、このたび会計管理者に異動がございましたので、その紹介の時間をいただきたいと思っておりますので、議長に許可をお願いしたいと思います。

○議長（渋谷けいし） 結構です。

○助役（森田浩） ありがとうございます。

それでは、行政報告に入ります前に、2月15日付で当組合の会計管理者に異動がございましたので、御報告また御紹介をさせていただきます。

新たに当組合の会計管理者となりました西村幸高東久留米市総務部長でございます。

○会計管理者（西村幸高） 東久留米の西村と申します。よろしくどうぞ。

○助役（森田浩） よろしく願いいたします。

以上で紹介を終わらせていただきます。ありがとうございました。

それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成27年11月から平成28年1月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1の庶務について、(1)事務の状況でございますが、柳泉園組合周辺自治会定期協議会を東久留米市においては11月10日に、東村山市においては11日にそれぞれ開催し、その中で上半期における組合の施設管理運営、また今回、水銀発生のため停止しておりました柳泉園クリーンポート1号炉の再稼動についての作業等の手順の説明を申し上げ、御理解をいただいたところでございます。

11月16日には、関係市で構成する事務連絡協議会及び管理者会議を開催し、平成27年第4回柳泉園組合議会定例会の議事日程(案)等について協議いたしました。また、1月4日から5日にかけては、平成28年度柳泉園組合一般会計予算(案)について、持ち回りで関係市に対し説明をさせていただきました。

続きまして、2ページの2、見学者についてでございますが、表1に記載のとおりでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、3、ホームページについてでございます。表2に記載のとおりでございますので、これも御参照いただきたいと思います。

次に、4のごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、5の監査についてでございますが、両監査委員において、11月18日に例月出納検査が行われております。

次に、6、契約の状況につきましては、今期は2件の工事請負契約を行っております。詳細につきましては行政報告資料に記載してございますので、そちらのほうを御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページでございます。ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期の構成市のごみの総搬入量は表4-1に記載のとおり1万8,225トンで、これは昨年同期と比較しまして66トン、0.4%の減少となっております。

内訳といたしましては、可燃ごみにつきましては4ページの表4-2のとおり1万6,262トンで、昨年同期と比較しまして110トン、0.7%の減少、不燃ごみにつきましては表4-3のとおり1,875トンで、昨年同期と比較しまして40トン、2.2%の増加、粗大ごみにつきましては5ページの表4-4のとおり87トンで、昨年同期と比較しまして4トン、4.8%の増加となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1か

ら5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページの表5-1及び表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページの表5-3につきましては、動物死体の搬入状況でございます。

続きまして、8ページの表6は、缶類等の資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1,771トンで、昨年同期と比較しまして40トン、2.2%の減少となっております。

次に、9ページでございます。2の施設の稼働状況でございます。

まず柳泉園クリーンポートの状況でございますが、11月に1号炉及び1号タービンの定期点検整備補修が完了しました。その後は順調に稼働しております。また、1号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施しております。また、12月には2号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施しております。また、周辺自治会等の皆様の立ち会いのもと、排ガス中のダイオキシン類測定を実施しております。また、工場内の作業環境ダイオキシン類測定も実施してございます。1月には2号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施しております。また、自治会等の皆様方の立ち会いのもと、排ガス中及び土壌中のダイオキシン類測定を実施しております。

放射能関係の測定でございますが、焼却灰等の放射性物質濃度測定及び排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果は、11ページの表12-1から12ページの表12-3に記載してございます。

続きまして、10ページの表7、柳泉園クリーンポートの処理状況でございます。クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は1万7,833トンで、昨年同期と比較しまして25トン、0.1%の減少となっております。

表8及び表9は、ばい煙及びダイオキシン類の測定結果を記載してございます。それぞれ排出基準に適合いたしております。

11ページの表10につきましては、さきの議会におきまして御指摘いただいたものでございまして、水銀濃度分析計の測定結果を今回から新たに掲載いたしましたので、御参照いただきたいと思います。

表11は、下水道放流水の各種測定結果を記載してございます。こちらにつきましても排除基準に適合いたしております。

続きまして、12ページの(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございます。12月にバグフィルターの清掃、1月にごみ投入クレーンの補修及び破碎機部品補修を実施しております。施設は順調に稼働してございます。

次に、13ページの表13の粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃・粗大ごみの処理量は1,963トンで、昨年同期と比較しまして44トン、2.3%の増加となっております。

続きまして、(3)リサイクルセンターでございますが、12月にホイストクレーンの修理、1月にコンベヤベルト交換補修を実施し、施設はその後順調に稼働してございます。

次に、表14のリサイクルセンター資源化状況でございます。資源化量は1,771トンで、昨年同期と比較しますと40トン、2.2%の減少となっております。

続きまして、14ページの3、最終処分場についてでございますが、引き続き焼却残渣は東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は2,257トンで、昨年同期と比較しまして37トン、1.7%の増加となっております。搬出状況は表15に記載のとおりでございます。

次に、4の不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラス等につきましては、埋め立て処分をせずに、固形燃料化や路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては表16に記載のとおりでございます。

続きまして、15ページのし尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は298キロリットルで、昨年同期と比較すると27キロリットル、8.3%の減少となっております。表17-1から表17-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、16ページの2、施設の稼働状況でございますが、今期は11月に受入槽及び前貯留槽等の清掃、1月に貯留槽清掃を実施いたしました。施設はこれも順調に稼働してございます。

次に、表18のし尿処理施設における下水道放流水測定結果におきましては、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、17ページの施設管理関係、1、厚生施設についてでございますが、各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、テニスコートは32.1%、室内プールは

2.5%、浴場施設は0.6%、それぞれ利用者が増加しております。野球場は5.0%減少しております。詳細につきましては、表19-1及び表19-2に記載のとおりでございます。また、各施設の使用料の収入状況につきましては、18ページの表20に記載のとおりでございます。

次に、(3)の施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び19ページの表22に記載してございます。それぞれの測定結果の数値につきましては、基準に適合いたしております。

以上、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(渋谷けいし) 以上で施政方針及び行政報告が終わりました。

これより施政方針及び行政報告に対する質疑を一括してお受けいたします。

○3番(村山順次郎) 2点、お聞きしたいと思います。

クリーンポート施設の延命化に伴う長期包括委託についてですが、これは今年度もかなりいろいろ資料も出していただきながら議論をしてきたと認識しております。それで、以前、私は、例えばこの契約がなされた後に一定の契約期間があって、その契約が満了した後に何らかの事情で現状の管理体制に戻すことは考えられるのかという趣旨の質問をいたしまして、二、三やりとりがあった上で、現実的には難しいのではないかという趣旨の御答弁があったように記憶をしております。

それで、お聞きをしたいと思いますのは、これは今後の検討になるということであればそのように理解をするところなのですが、現状でもあるかもしれませんけれども、最悪の事態というか、一番難しい事態を想定した場合の話なんですけれども、例えば委託をした業者の責任の問題で重大な、組合と業者の信頼関係が保てないような重大な事故あるいは事件等が起こった場合、通常、例えば東久留米市でやるような業者との契約の場合、必要な場合においては契約途中であってもそういう事件、事故が起こった場合にはかわりの措置をとるということはあり得ると思いますが、施設の性格上、なかなかすぐに次の業者が決まるかどうかというのは難しさがあると思います。

そういう意味で、重大な事故を起こさないという意味においても、組合としてそういう重大な事故が起こった場合、その業者に同じ仕事を頼み続けなければならない、それ以外に手だてがないという状態の契約になってしまうのか、あるいはそういう重大な事故が起こった場合には、どういう事故なのかにもよるとは思うのですが、その業者ではな

い業者に委託をする等の手だてがとれる契約になり得るのか、現状のところで見込みがあればお聞きをしたいと思ひますし、これからの検討だと言われればそれで理解をいたしますので、その点ちょっと御説明をいただければと思ひます。

それで、2点目は水銀のところですが、まずは行政報告の資料の中に連続測定の結果を載せていただくことになりまして、この点は私は要望した立場でございますので、お礼を申し上げたいと思ひます。また、柳泉園組合水銀混入調査対策委員会を設置していくということが施政方針で述べられまして、今後、原因究明が主な仕事になると思ひますけれども、これも私が要望したところでございますので、対応していただいたことについてお礼を申し上げたいと思ひます。

その上で、予算も出ておりますので、そこで少し御説明があるかもしれませんが、この調査対策委員会の来年度におけるスケジュール、第1回目がいつごろされるのか等、見込みがあれば教えていただきたいと思ひます。

以上2点であります。

○技術課長（佐藤元昭） まず1点目の、業者が決まった後に問題が起こった場合ということですが、5回ほど開きます委員会の中でどうすべきかということも話しながら、また契約約款の中にも含まれると思ひますが、そのようなことも含めてある程度の方向性を出していきたいと思ひます。

また、2点目の水銀に関する委員会のスケジュールなんですが、また後ほど予算のほうには出てくるのですが、第1回目を4月中に行い、平成28年度中に5回の委員会を開きまして、報告書を年度末あたりに出していただき、それをもって終了するというところで考えております。

○3番（村山順次郎） 水銀のことは、スケジュールについては理解いたしました。また予算案のところでも少し具体的な御説明があるようですので、それもお聞きした上で別の問題についても予算のところでも質問したいと思ひます。

それで、クリーンポートの長期包括委託に関してですが、本当に万が一の場合の話なんですけれども、クリーンポートの問題でいえば安心な施設であること、安全な施設であること、安定な稼働が確保されていること、かつ、できるだけ低コストでというのが大まかに言って必要どころだと私は思っております。

その安定あるいは安全の部分にかかわるところだと思ひますけれども、一般廃棄物の処理というのは自治体にとっては必ずしなければいけない事務の一つと私は理解しており

ます。構成3市については柳泉園組合にそれをやっていただいていると。現状でも重大な事故が起こらないように日々やっていただいているとは思いますが、起こり得る可能性は常にあると。その緊張感を持ってやっていただきたいということと、議会の立場からすれば、市民の皆さんの声も含めてその立場でできること、意見を述べる等も含めてやっているとは自覚しております。

この長期包括委託が現実のものになった場合、例えば管理者が、あるいは議会が、施設の安定稼働、安全の問題からいってこういうことが必要だというふうには何かの手だてを必要だと考えた場合、現状ではとり得ることがあったときに、どうしても業者に委託をしているということになると契約が存在するはずですから、契約上できることできないことというのが出てくると思います。これまでもいろいろなトラブル等が起こった際に、管理者の判断でこれをやるといって実際やっていただいたことも幾つかあったと思います。そういうことが長期包括委託の中で、今までできたことが包括委託ができたことによってしづらくなる、できなくなることがあるのではないかとこの心配をしております。

そういう意味で、重大な問題が起こった際にどういう対応がとり得るのかということをお聞きいたしました。今後の課題だということで、この場ではそのように理解をしたいと思っておりますけれども、今後、審査委員会が開かれていくということです。その中で、現状との違い、管理者の判断でこうしてほしいということが、どういうことができ、どういふことができなくなるのか、議会から何らかの議決をして、こういうふうにするべきだと議会の意思を示したときに、長期包括委託をしたときにそれがどういうふうになっていくのか、その点もよく整理していただきたいと、この点は要望にしたいと思っております。

○議長（渋谷けいし） 要望でよろしいですか。ほかにございますか。

○2番（関根光浩） それでは、2点ほどちょっと質問させていただきたいのですが、今までやりとりされていたことであれば申しわけないんですが、クリーンポートの長期包括委託に関してなんですが、平成29年度から実施ということなんですが、この事業期間についてはどのぐらいの期間というのを想定しているのか。相手のあることなので、契約が決まったタイミングでそういうのはわかってくるのかもしれませんが、想定しておりましたら教えていただきたいのと、あと、長期包括委託によっての財政的なメリットがあるということではあります。この辺、例えば今までの形と比べると何%ぐらいのメリットがあるのかという想定もあるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

2点目としましては、これはちょっと提案ということでもあるんですが、剪定枝につい

てのリサイクルに関してなんですが、西多摩衛生組合での取り組みといたしましては、構成市から排出された剪定枝を回収して、それを破砕してチップ化をするということで、このチップ化したものを売却して、民間施設で活性炭にして、これを脱臭装置用の消臭剤、またダイオキシン類の吸着剤として購入をして、再生利用をされているということなんですが、こうしたことが柳泉園組合として、今後、取り組みとしてやっていく可能性についてお伺いをいたします。

○技術課長（佐藤元昭） 包括的な委託の契約期間ですが、こちらは15年間で予定しております。金額的なメリットにつきましては、今手元に資料を持ち合わせていないんですが、年間1億円以上、柳泉園組合で試算したものと業者からいただきました見積もりで、十数%の金銭的なメリットがあると試算されております。

続きまして、剪定枝のリサイクルについてですが、西多摩衛生組合で行っている剪定枝を活性炭として焼却炉に吹き込むということですが、こちらにつきましては、当組合の活性炭を購入する場合の基準がございまして、そちらに合うようであれば受け入れることは可能と思っております。ただし、剪定枝を使った活性炭につきましては単価がかなりお高くなっております。例えば、平成26年度の実績でいいますと、活性炭につきましては約35トン購入してございまして、税込みで630万円程度の費用として支払いをしております。活性炭につきましては毎年入札を行いまして、平成26年度の実績ではキロ当たり165円で契約しております。剪定枝ですが、こちらがキロ当たり315円という金額になるそうです。ですので、平成26年度実績といたしますと約1,200万円程度、倍近い費用がかかるということでございます。

さらに、もう1点申し上げますと、剪定枝を使った活性炭について、水銀の除去能力が高いものを今つくっているとのことですが、ただ、それについてどれだけの効果があるのか、今検証しているという御報告も受けておりますので、こちらに関しましては負担金の関係もございまして、柳泉園だけではそちらを使うようにすぐ決定することはできませんので、そのことについてはまた今年度もしくは来年度以降での調整事項になると思っております。

○2番（関根光浩） どうもありがとうございます。

クリーンポートの長期包括委託に関しましては、15年間の期間で年間1億円以上の効果はあるという試算があるということで、大きなメリットがあるのかなというふうには思います。これについては、その15年間のトータルコストというのはもう契約時点で決

定をすることなんですか。ちょっと1点確認したいと思うのですが、契約時点でトータルコストがあって、それを年度ごとに分散していく方式になるのかどうかということをごちょっとお伺いしたいと思います。

あと、剪定枝のリサイクルにつきましては、費用対効果の面を考えれば相当な財政的な負担もありますし、各構成市の状況もございますので、まだまだちょっと今後の検討ということもあるのかと思いますが、実際この施政方針の中でも可能な限り資源化を図っていくという、そのような方針もありますので、施設としての社会的なそのようなことも含めまして御検討いただければというふうに思います。

クリーンポートのトータルコストについて1点お伺いします。

○助役（森田浩） クリーンポートの長期包括契約の関係でございますが、メリットとしまして、他団体等で既に実施しております状況等を拝見させていただきますと、規模は違いますが、年間約1億円から2億円の経費の削減を図れるということは明記されております。いずれにしても、今後、改修の年次計画等を立てまして、それに伴います明確な財政フレームを策定していかなければならないと思いますので、策定された時点でまた議会のほうにも提起させていただき御審議いただきたいと思っております。

それから、剪定枝のリサイクルの関係ですが、これはどうしても柳泉園だけでは無理なものですから、関係3市と連携をとりながら、これから検討させていただきたいと思っております。

○2番（関根光浩） ありがとうございます。

剪定枝に関しましては、これからの検討ということで、ぜひとも検討をよろしくお願ひしたいと思います。

あと、トータルのコストに関しましては、先ほど村山議員からもありましたが、やはり想定外の事故ということもあり得る、そのようなことの想定ということも含めまして、契約時にしっかりとしたそのようなことも含めた、先ほど約款にそのようなことが示されるのではないかという話もありましたが、そのようなことをしっかりと進めていただければと思います。

○議長（渋谷けいし） 要望でよろしいですか。

傍聴人に申し上げます。

柳泉園組合議会傍聴規則により、私語その他のことにより妨害になる行為をしないこととありますので、傍聴規則を遵守した上、傍聴いただきたいと思います。

ほかにございますか。

○5番（藤岡智明） それでは、私からは、負担金の抑制ということについて伺いたいと思います。

先ほどの施政方針の中で、抑制方向というのが示されたわけですが、歳入の確保に努める、それから基金を活用するということを行いながら、実際にはクリーンポートの長期包括委託、そうしたことも視野に入れながら負担金を抑制していくんだということが示されたと理解をしておりますが、実際に今後のクリーンポートの包括委託、これらが推進する中でどういう傾向で負担金の抑制方向がとられていくのか、その辺のイメージといえますか、その辺について示していただきたいということがあります。1点はそれです。

それからあと、これは細かい話なんですが、行政報告の中でリサイクルセンターの資源化状況が前期に比べて2.2%の減でしたということですが、その資源化がマイナスになったということについてどういうふうに見ておられるかということです。

○総務課長（新井謙二） それでは、負担金抑制について答弁させていただきます。

負担金を抑制するに当たりましては、歳出経費の削減や負担金以外の歳入を確保することは当然のことではございます。その抑制策といたしましては、まずクリーンポート施設の大規模改修や施設の維持管理を含めた長期包括委託を行うということでございます。また、大幅な経費が削減されることが見込まれております。また、経済状況などの悪化によりまして資源回収物などの収入の確保ができないような場合におきましては、各施設の整備費用におきましては施設整備基金などについて活用していきたいと思っております。これによりまして、各市の負担金についてはできるだけ抑制をしていきたいと考えております。

それから、クリーンポートの大規模改修に伴います財政フレームにつきましては、先ほど助役から答弁させていただきましたが、今後、具体的なそのような計画が出ましたら、また改めて財政フレームを作成したいと考えております。

○資源推進課長（宮寺克己） 資源物の減でございますが、今期は前年度に比べまして搬入量といたしまして2.2%減少しております。若干景気の動向等もありますが、搬入自体が少し減っておりまして、資源化量と申しますのは、柳泉園組合リサイクルセンターで選別処理をした後に、それぞれの種類ごとに分けて圧縮梱包等を行い、それを売り払いや、物によっては再利用委託ということで業者さんにお渡しするんですが、お渡しする際に検量したものを資源化量としております。例えば、その月に入りましたものが全て選別処理

した後に搬出できない場合もございますので、月によりましては若干資源化量が減ることもございますが、今回、各市からまず入ってくる量が少し、2.2%減少しているということで、搬出に関しても少し影響があったのかと考えております。

○5番（藤岡智明） 歳入の確保ということについて、例えば具体的にはどういうことを考えておられるのかということについて伺いたいと思います。

それとあと、クリーンポートの長期包括委託の件につきまして、これは経費の大幅な削減が期待できるということでありましたが、その辺の財政フレームについてはこれから検討していくんだということになっておりますが、大体どういうふうな見通しといたしますか、推移をもってそれを推定されておられるのかという、先ほど申しましたようにイメージといたしますか、その辺につきましてコストとの関係もありましようけれども、具体的にどういう規模での抑制になるかということについては難しいと思いますが、一定の方向性といえますか、そういうことは示すことはできないかということです。抑制するということを大前提にしているということでしょうけれども、その辺がわかればコストとの関係等々も含めて示していただきたいなと思います。

それから、資源化量につきましては、話はわかりました。月々によっての搬入量によって違ってくるんだということもあるし、景気の動向も若干あるのではないかということが示されましたので、この辺についてはわかりました。

では、1点お願いします。

○総務課長（新井謙二） それでは、具体的な歳入の確保についてでございます。

資源回収物におきましては3カ月に1回ということで入札を実施いたしておりますので、これにつきましては適正な価格をもっての資源の売り払い収入と考えてございます。また、平成28年度におきましては厚生施設のプール棟の改修を行いますので、その結果におきましてはやはり利用者の増ということが見込まれると思っております。

ただ、ごみ処理手数料などにつきましては、現在のところ、キロ38円でございますので、これにつきましては適正な価格での徴収でございますが、今後そのような歳入や歳出の関係によりまして決算額が変わったときにおきましては、適正な価格をまた見直していきたいと思っております。

それから、財政フレームでございますが、包括委託につきましては15年と考えてございます。その中で大規模改修がどれだけの期間で行われるのかということが問題になってくると思いますが、業者の見積もりではございますが、大規模改修については10年間と

ということで業者の見積もりはいただいております。その業者の見積もりによりまして、財政フレームにつきましては15年間の長期包括、それから10年間の大規模改修、その15年間の包括委託した場合は、10年間につきましては大規模改修を行いますので、10年間は一定の金額、それから5年後につきましては大規模改修が終わりますので、5年後また平均的な金額ということで、関係市の負担金が上下しないように平準化されるような形での財政フレームと考えております。

○助役（森田浩） 少し補足させていただきたいのですが、長期包括委託をした場合のメリット、財政的なメリットを含めましてどのようなことが考えられるかということでございますが、一般的に考えられておりますのは、民間の創意工夫による運営ができること。具体的には、物品、役務費等の調達柔軟化が図れたり、大口購入による単価の引き下げ効果が図られること。また、品質の適正化、電力、そういうものでの節約が図られるということが言われております。またさらに、民間による補修の必要性の見極め、保守点検等の一体的な実施等の効果による補修コストの削減が図れるということも言われております。

なお、また職員の関係につきましては、管理運営とかユーティリティーの管理をやることによって、今まで職員がかかわってきたものが委託をして職員数が減になり、その結果、人件費の削減が図られるということが一般的には言われておりまして、柳泉園におきましてもそのような効果が今後見込まれるのではないかと考えております。

○5番（藤岡智明） そういう財政フレーム上のメリットと申しますか、そういうことは大体わかったのですが、それを本当に負担金の抑制につなげていくということは非常に大切なことだということをご指摘しておきたいと思っております。

それで、確かに職員の問題にしても削減できる方向ができるんだという話にはなりましたが、一般的にはこういうことを進めていった場合、職員体制のことも若干触れられましたので、私もそのことについては職員のことでは心配しないではないんですが、そういうことで職員のことにつきましても、そういう削減効果は、削減と申しますか、業務に支障は来さない、そういう体制はきちんととってほしいということをご指摘しておきたいと思っております。

それで、実際にこの財政フレームを見てもわからないということだと思っておりますが、負担金の問題につきましては長期包括委託を進めながら、実際には歳入の確保ということで、先ほど手数料の問題も若干出されましたが、そういう問題について、手数料等につきましては慎重に考えないといけないということも指摘しておきたいと思っております。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○4番（後藤ゆう子） それでは、行政報告から3点ほど、確認と質問をさせていただきます。

まず、11ページの表10の水銀濃度分析計測定結果についてですけれども、前回の議会のときに、2時間平均値が自己規制値を超えていたらとめるという話になったのではないかと私は記憶をしていたんですけれども、今回は1時間平均値の最高値が書いてあって、全く検出されていなくて、それは安心だったのですが、そこをもう一度確認で、ここは1時間平均値の最高値を書いていますけれども、検出されたときにとめるのは2時間の平均値が自己規制値を超えたときかどうかというのを1点確認させてください。

それから、この間、水銀の事故が、市報などを通したり、市民の間でちょっと話題になって、私たち生活者ネットワークの事務所のほうにもお問い合わせとか御心配のメールが届くんですけれども、昨夜メールにおいて、2点ほど御質問がありまして、きのう私は事務所に寄っていませんでしたので、確認したのが夜遅くになってしまったので、このメールをお寄せいただいた方とお話はできていないんですけれども、まず、有害物質については管理者が必要なのではないかと。柳泉園では有害物質の管理・保管が閉鎖した場所で行われていないけれども、それが心配であると。管理者がいるのであれば誰かというのを聞きたいという御質問と、それから行政報告は1月までなので載っていなかったのかもしれないんですけれども、2月12日に爆発事故が発生しているというメールで、どの程度の爆発なのか、そのメールの文章からはわからなかったのですが、もしそのような事故があったのであれば、その詳細をお聞かせください。

以上3点、お願いいたします。

○技術課長（佐藤元昭） 1点目の2時間平均値ということですが、それは間違いでございまして、1時間平均値0.05を連続して2時間超した場合ということですので、その問いは間違いということです。ですので、柳泉園組合も1時間平均値としてデータとして残りますので、あくまでも1時間平均値が0.05を超して、それが連続して2時間超した場合ということですので、2時間の平均値ではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○資源推進課長（宮寺克己） 2点目のお尋ねで、有害物質について管理者ということなんですが、柳泉園組合は確かに蛍光管、乾電池等のように、一部水銀の入っているものが搬入されてまいります。それは分別して排出していただいて柳泉園に搬入されるわけなん

ですが、いわゆるそれは有害物質そのもの、水銀そのものを例えば柳泉園で取り扱うことや、中間処理をすることは、当然柳泉園の仕事としてそもそもございません。今、お預かりしています乾電池や蛍光管につきましても、柳泉園組合で一時保管をいたしまして、専門の処理業者さんをお願いをして処理をしているところでございます。ですので、厳密に言いますと、有害物質というよりもそれを含有している物質ということでございまして、ただ、それについて管理者が必要なかどうかというのは私の知っているところではそのように必要とは承知しておりませんが、そこには絶対必要ありませんと今ここで言い切ってしまうこともできないので、御確認をさせていただければと思います。

それから、3点目の爆発の事故でございますが、こちらは2月12日金曜日なんですが、午後1時42分ぐらいに、粗大ごみ処理施設を運転していたのですが、その破砕機の中で不燃・粗大ごみを破砕するわけなんですが、爆発が起きまして、少し火がつかしました。中に当然まだごみが入っておりましたので、若干引火したものがありました。ただ、直ちに委託業者によって消火活動を行い、火が大きく広がることはございませんでした。ただ、ここ何年かにおいては比較的大きな規模の爆発でございまして、粗大ごみ処理施設の破砕機の建物は、一番上がプラスチックの波板で塞いでおりまして、爆風を逃がすようになっているのですが、その波板が破れました。

それから、大きく2階建てみたいな構造なんですけれども、1階には入り口扉、一般的な大きさの扉があるんですが、それが少し変形した。それから、2階に破砕機部品を搬入するための大きな扉があるのですが、その扉も爆風によってあくという状況がございました。ただ、いわゆるごみ処理にかかわる機械設備については大きな損傷はなかったということですが、その確認に若干時間がかかりますので、最終的に午後4時近くになって、一応ごみ処理には支障がないということを判断しまして、少しコンベヤの上にごみが載っていたこともありまして、残りのごみを処理をいたしたところでございます。

原因につきましては、過去にもあるんですが、やはりごみの中に御家庭でお使いになっているガスボンベのようなもの内容物が残ってしまっていて、それを破砕機にかける前に手選別をしているのですけれども、どうしても取り切れない場合もございまして、それが破砕機に入りますと、火花に引火して爆発を起こすので、今回もそのようなことで爆発が起こったのではないかと推測しております。ただ、爆発したそのものが確認できませんので、あくまで推測なんですけれども、原因についてはそのように考えております。

○4番（後藤ゆう子） 水銀濃度の分析測定結果の件はわかりました。1時間当たりの最

高値を超えたのが2時間になればとめるということですね。やはり住民の皆さんは、1時間でも出たらとめてほしいというのがあったので、この機会にこの意見を申し上げるのはどうかと思うのですけれども、できれば1時間でとめるという考えも必要かと思います。これは意見です。

それから、有害物質を含有しているというので、やはり有害物と同じではないかと思われるので、ぜひその点は責任者を置くべきかどうかというのは確認をお願いいたします。

3点目なんですが、御説明では大したことがないような感じの御説明だったのですが、住民の方としては、柳泉園に直接問い合わせ、あれは何だったのだと聞ける方がいいんですけども、直接聞けない方というのもやはり大勢いらっしゃるので、そのような場合、柳泉園議員をしいてる私のような者のところに問い合わせがあるので、少なくとも各構成市のごみ減量推進課などの担当課と議員のほうには連絡をいただけないと、市民の方が知っていて議員が知らないというのも、責任ある立場としてはこれに答えられない、きのうの時点で昼間に問い合わせがあったら答えられないという事態にもなりますので、御連絡いただきたいと思います。

実際に波板が破れたり、扉があいたり、補修に費用がかかると思うのですけれども、このような軽微な補修の費用というのは予算でいうとどこから出ているのか、それだけ1点、確認させてください。

○資源推進課長（宮寺克己） お答えいたします。

まず、修繕の費用でございますけれども、先ほど言いました扉の変形などがございまして、それについて修繕の費用がどのくらいかかるかというのを問い合わせをして、まだお答えいただけないんですが、頂戴できると思います。

それから、お知らせの件なんですが、2回ぐらい前の議会だと思うのですが、議員の皆様等にお知らせするというので計画したんですが、今回はごみ処理そのものに重大な影響がなく、その日にちょうど柳泉園組合と関係各市の部課長がお集まりの事務連絡協議会がございましたので、その席で御報告はいたしました。先ほど言いましたように、ごみ処理には影響がないということが夕方ぐらいにはわかりましたので、夕方5時過ぎぐらいに改めてお電話をいたしまして、各ごみ処理担当課には、ごみの搬入や処理には影響はございませんということで、お答えはいたしております。

それから、近隣の住民の皆様、実際に一番近いのが東村山の工業団地の自治会さんなので、そちらには私のほうから会長さんにお電話をいたしました。それから、お問い合わせ

をいただいた住民の方もいらっしゃいましたので、そちらに私から出向きまして、御報告、御説明をさせていただいたということでございます。

○助役（森田浩） 少し補足させていただきます。柳泉園が業務の中で事故等が発生した場合に、どのようなときに周知するかという考え方ですが、まず柳泉園で考えておりますのは、柳泉園に求められている、例えばごみの焼却やリサイクルですね、その機能が事故等のためにストップしてしまうと、市民の方々に重大な影響を及ぼしますので、そのような場合につきましては速やかに何らかの形で周知はさせていただきたい。例えば、今回の爆発につきましては、これはあってはならないことなのですが、建物の構造上は、事故等を想定した構造になっております。天井が飛んだり扉が変形したというのは、例えばそこが密閉されておりますと、建物自体が爆発で全部崩壊してしまいますから、構造上天井が抜けるようになっております。

事故で市民の方に一番迷惑がかかったのは、爆発音の大きさだと思います。ですから、先ほど課長のほうから答弁しましたが、その音でびっくりされて、御迷惑や御心配をかける一番近隣の工業団地の自治会の皆様方におきましては、どんな小さい爆発であっても必ず自治会に報告し、説明をさせていただいております。このことは、以前からそういう形で報告はさせていただいているということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○資源推進課長（宮寺克己） 失礼しました。先ほど費用の出どころということで答弁が漏れておりました。

修繕費用は当然、柳泉園組合の予算から歳出いたしますが、建物につきましては保険がかかっておりますので、そちらはそちらで保険ということで収入するという方法で収支を考えております。

○4番（後藤ゆう子） 御答弁ありがとうございました。

西東京市には連絡があったということで、私と担当課の意思疎通が図れていなかったんだというのを自覚しました。わかりました。

近隣の住民の方に連絡は行っているということは今確認しましたので、それもわかりました。

ありがとうございました。終わります。

○議長（渋谷けいし） 先ほどの後藤ゆう子議員の質問の中で、有害物質の管理者の件を御質問いただいております、いつごろまでにとという形で御報告を差し上げたほうがよろ

しいかと思しますので、その件について。

○資源推進課長（宮寺克己） 先ほどの件につきましては、法律的にどういうことが必要なのかというのをもう一度確認させていただきたいと思しますので、申しわけありませんが、次の議会までにはお答えできるように準備をさせていただきたいと思します。すみません。

○議長（渋谷けいし） 後藤議員、よろしいでしょうか。

○4番（後藤ゆう子） はい。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○6番（桐山ひとみ） 具体的な質問に入る前に、ただいま後藤議員からあった爆発事故の件ですけれども、御答弁を聞いていますと、非常に何か小さかったから特段問題にしなかったんだというふうに聞こえるわけですよ。近隣の住民の方の命とか安全を最優先ということも含めて理解はしていますし、細かいところについて情報の提供をされているということも理解はします。ただし、何のための組合議会なんだということも含めてです。担当に言ったからそれでいいのではないかというふうにも聞こえます。我々は代表議員も出していて、この1週間前に代表者会議もありました。そのときでさえも特段その件に関しては触れてもいないという現状を、そういう体質はいいかげんもう終わりにしませんかということで、前々回からも水銀の事故も含めてですけれども、極力小さな問題が生じてでも何らかの形で、できるだけ我々に情報を提供するという御意見を申し上げさせていただいておりますし、そのような形で徹底をしていくというふうにも御答弁をいただいていたところですよ。

本当に今回、このような爆発事故といいますよね、先ほども大きな音でしたということですが、やはりそれが小さいのか大きいのかということも、近隣の住民の方ももちろん聞いていらっしゃる方も含めて、そんなのはわからない話であって、職員の皆さんの命とか安全管理も含めて、我々組合議会としてもそちらのほうも心配ですし、そちらも含めて組合議会の中で成り立っているものであると思っておりますので、すごく何か残念だな、御答弁を聞いていてすごく残念だなと思っております。

この件についてももう一度ぜひ御答弁をいただいておりますので、原因も含めて、先ほど、ガスボンベ、手選別もいろいろしているけれども、推測でしかないということです。これも過去にもあった話だということだと思っておりますが、これからはあるんです、そうしたら。それが小さい爆発なのか、もしくは大きい爆発も、本当に屋根が吹

き飛ぶぐらいの爆発事故も可能性としてはあるということです。そうしたところの、先ほど助役が、どこまでの、その情報の出し方も含めてですけれども、報告をしていいのかというのを我々で決めさせていただいているということを御答弁いただいておりますけれども、そのようなことが想定される中で、小さいも含めても大きいも含めてもですけれども、やはりそういう情報の提供は小出しにされずに、きちんと情報の提供をしていただきたいと思うのですけれども、そのあたりについてももう一度整理をして御答弁をいただきたいと思います。まず、その御答弁だけお願いします。

○助役（森田浩） 先ほど答弁させていただいたことですが、何か事故等あった場合に、何も柳泉園としましては決して隠蔽する等、そういうことの考えはございません。

ただ、先ほども答弁させていただきましたが、今回の爆発、この施設の爆発はもう本当に何回か小さい、それこそ職員にしかわからないような爆発もあります。そういうことにつきましても、必ず近隣の方には、こういうことでこういう爆発がありましたということで、どんな小さい聞こえないようなことでも周知はさせていただいております。ですから、爆発の内容によりまして、どこまで周知、議会のほうにも報告するのかということは、先ほど申し上げましたとおり、いろいろな市民の方に迷惑がかかる、支障があるということにつきましては直ちに報告しますが、このような形の中での、市民の方の搬入には支障がないという件につきましては、今までどおりそのような形の周知の方法でいきたいとは思っております。

○6番（桐山ひとみ） 助役、それはわかるんですよ。細かいささいなことでも近隣の方との協定も含めてですが、自治会に丁寧に対応していただいているというのは十分理解しています。ただ、これは要望にかえておきますけれども、今後このような情報の提供の仕方といいますか、これまでも再々申し上げておりますけれども、その件についてはもう一度改めて、どういう形でもってどの程度のものならきちんとこういう形で提供していきますというものをもう一回整理をして、また次回の柳泉園の組合議会の中でもぜひ御報告をいただきたいとお願いをしておきたいと思います。これは意見としておきます。

それから、質問に入りますけれども、まず施政方針のところの部分で、藤岡議員も申し上げておりましたけれども、負担金を今後抑制していくということは、各市それぞれ負担をぜひ抑制してほしいというふうに、財政難もあります関係からあることではありますけれども、柳泉園独自でやはり歳入の確保に努めていくということがこの施政方針の中でも述べられている中で、この新たな独自性を出していく中での歳入の確保というものをどの

ように考えていらっしゃるのかということについて、ぜひお考えをお示しいただきたいと思います。

それから、次です。この間も質疑が出ておりました柳泉園クリーンポートの長期包括委託という関係から、15年の契約ということでメリットということでの経費、コストの削減も含めて御答弁をいただいておりますけれども、このような財政フレームというのがやはり今後すごく重要になってくると思うのですね。この10年間の改修計画、そしてその後平準化していくという御答弁をいただいておりますけれども、やはりそのようなところで我々もしっかりと議会の中でその財政フレームにのっとりながら審議をしていく必要があると思いますので、ぜひそのようなものを委託業者との契約の中で速やかにそのようなものも出していただきたいと思います。

それから、長期包括の審査委員会のことなんですけれども、専門的な知識を有する者を含めて今後、審査委員会を設置いたしますと書いております。先ほど多分、村山議員からも出ていたと思うのですけれども、一応これらの構成メンバーもお伺いしておきたいのですが、先ほど、管理者の意見はどういうものをこちらに出していくのかということと、または議会側からの意見というものがそのような、例えば審査委員会の中でどういうふうに扱われていくのかというものをぜひお伺いしておかないと、少しこの辺がどういうふうに進めていかれるのかというのがわからないので、ぜひ教えてください。

それから、水銀混入調査委員会のところは、また予算のところでお伺います。

それと、行政報告のほうに行きますけれども、1号炉を停止して、たしか定期点検と同時に炉の洗浄をされるということだったと思うのですけれども、それらの具体的な、どういふところまでを洗浄されて、洗浄した中で特段問題なかったのかも含めてですけれども、もう一回改めて定期点検も含めての報告をぜひいただきたいと思います。

それから、後藤議員からも質疑がありましたけれども、6ページの有害ごみ搬入状況のところに関連をいたしますけれども、前回、やはり水銀混入のところが一番考えられる、水銀で取り扱っているということであれば、有害物質があるのではないかということの中での質問で、搬入経路ですとか保管はどうなっているのかということをお伺いさせていただきました。そのときの御答弁の中でも、保管についても関知していなくて、特段の管理は委託業者に任せているという御答弁だったと思うのですけれども、今の御答弁、先ほどの後藤議員の質疑の中でもそのような御答弁だったと思うのですが、これはもうあくまでも場所貸し的な一時保管という位置づけで、各市から集められているものを一時、委

託の業者がどこかへ持っていきますよね、乾電池等、陸路で、最終的には北海道北見市か何かを持っていくということだったと思うのですが、そうやって処理をしていただいている関係から、特にこれらの管理についてはもう全く我々はノータッチなんですということではよろしいのかということをご伺いしておきたいと思っております。

それから、11ページの水銀濃度分析測定結果をこの議会報告から載せていただいたということでよかったかなと思うのですが、ぜひこれも毎回継続して掲載をしていただくということをお願い申し上げますとともに、今、後藤議員からも申し上げますけれども、前回は柳泉園議会として自己規制値を設けるということで、すばらしい前進だとは思っておりますが、1時間平均値を2時間連続してというところの部分について、やはり1時間というところでぜひ変更できるようにもう少し検討する余地を与えていただければいいと思うのですが、それらについては前回から検討されているのかどうかということについても伺いしておきます。

それから、最後ですけれども、今回、契約案件が2つありました。クリーンポートの3号炉の定期点検整備ということと、リサイクルセンターのコンベヤベルトの交換補修だと思っております。これらはもう終わっている、一応工期がそれぞれ3月29日と3月11日となっておりますけれども、これを見ているとリサイクルセンターのほうはもうベルトの交換が終わっているのかな、1月ぐらいに交換をしているというふうに取り扱っているのですが、これらは特段支障なくスムーズに工事、交換等、補修が進められているということで理解をしていいのかということについて御報告をお願いいたします。

○議長（渋谷けいし） 7点、御質問をいただいております。

○総務課長（新井謙二） まず、1点目でございます。新たな歳入の確保についてということでございますが、現在のところ、特段具体的な計画はございません。資源回収物の適正な売り払いや電力の売り払いにつきましても、できる限り発電をするという計画には変わりはありません。今後におきましては、厚生施設がリニューアルされますので、その後におきましては民間事業者などを活用したりということについては、今後検討していきたいと思っております。

すみません、大変失礼いたしました。財政フレームでございます。財政フレームにつきましては、長期包括契約委託をするときには当然財政フレームが必要でございます。その場合にはできる限り試算といたしましても、やはり財政フレームという形では提示したいと思っております。

○技術課長（佐藤元昭） 長期包括のほうの委員会のメンバーですが、今のところ打診はしておりまして、予定しておりますのが、公益社団法人全国都市清掃会議から1名、東京二十三区清掃一部事務組合から1名、一般財団法人日本環境衛生センターから1名、そのほかに関係3市の清掃担当部長職の方1名ずつ、それと柳泉園組合の助役、以上7名で委員会を行う予定で進めております。

続きまして、1号炉の清掃についてということですが、これは過去にもたびたび御報告させていただいていると思うのですが、1号炉についてのバグフィルターの払い落とし、それに脱硝反応塔、減温塔、煙道の一部の清掃を行っております。ただし、水銀に係る清掃委託として契約しているのが脱硝反応塔とバグフィルター関係になりまして、減温塔や煙道につきましては定期点検整備補修の中で行っているものであります。

少し飛ばしますが、行政報告の中の工事関係なんです、技術課担当のクリーンポート定期点検整備補修その3は現在整備中のごさいまして、今のところ順調に進んでいる状況でございます。

自己規制値の関係ですが、現状では前回からお示ししているとおり、1時間平均値が連続して2時間超した場合と考えておりますが、やはりそれは水銀濃度の上昇の仕方等も考慮しなければいけないと思いますので、急激な濃度上昇が生じた場合は、こちらに関しましてはケース・バイ・ケースで、2時間を待たずにとめるということも判断としては必要だとは考えております。

○資源推進課長（宮寺克己） お答えいたします。

有害ごみの管理の関係ですが、前回、私は、日常的には委託業者のほうで取りまとめ、保管をしていますと確かにお答えいたしました、業者から当然作業日報が毎日出てまいります。そこに管なり蛍光管の容器の数量が書かれておりまして、それは当然、柳泉園組合職員が目目毎日確認をしております。特にその段階で疑義が生じることはないんですが、基本的には委託業務ですので、あまり職員がそこに関与するということはないんですが、現場を回ったときに管の保管状態ですとか、そのようなものは確認はしているところでございます。現状の関与の仕方としては、日報による確認と、随時、現場を見たときの確認ということでございます。

それから、工事関係でリサイクルセンターのコンベヤベルトの補修ですが、3月の上旬ぐらいまでが工期ですので、現場につきましては終了しておりまして、試運転等も含めて通常どおり動いていることを確認しております。

○6番(桐山ひとみ) ありがとうございます。

新たな歳入の確保ということでは今のところは計画がないということなので、これらも含めて、我々もですけれども、知恵を出しながら、ぜひ歳入の確保ということ新たに捻出できるような策を講じていただければいいなとお願い申し上げます。

それから、長期包括の関係ですけれども、最終的なメリットということでコストの抑制もそうですし、民間のノウハウが図られると。最終的には人件費の削減までできるのではないかと助役がおっしゃってございましたけれども、そうしますと最終的には柳泉園の今後将来の方向性が、プロパーの職員雇用という位置づけがすごく少なくなって、これからは民託に変わっていくほうがより効率的で効果的で、いわゆる費用対効果も含めて図られるという認識をお持ちなのかということについても改めてお伺いしておきます。

それから、財政フレームなんですけれども、これは議会にはいつぐらいに出していただけるのかということと、それからこの財政フレーム、長い財政フレームですから、今後そのような見直しというものは、例えばよく3年に1回見直すですとか、そういうのがあると思うのですが、そのようなところでの特段その契約時を含めて行政サイドとの何かしらの話し合いはなされているのかどうなのかということについても教えていただきたいと思います。

あとは、メンバー構成についてはわかりました。ただ、組合議会がありますので、それぞれの各関係部長も入り助役も入っているので、それぞれの意見が出たところで、このようところでぜひ御報告をさせていただくところもあればいいかなと思うのですが、ぜひそのような流れをつくっていただきたいということをお願いしておきたいと思いますので、今の件は結構です。

それから、清掃の件はわかりました。もう一回、端的に最後にお伺いしたいのが、やはり清掃と定期点検を同時に行ったということで、今技術課長のほうからも出ていたと思うのですが、特段予算的に例えば重なっているものはきちんと分けて発注をされたのかどうなのかということをもう一回最後にお伺いしておきます。

それから、水銀濃度の自己規制の関係ですけれども、これも技術課長から御答弁いただいて、万が一水銀濃度が上昇して、急激な上昇がはかられた場合は、ケース・バイ・ケースでその場で即時に停止をすることも考えているという、私は前回とは違う一歩前進した御答弁かなと思っています。あくまでも自己規制値は今のところは変えないけれども、万が一急激な上昇がある場合は直ちに停止をすることも考えているということだと思

いますので、その辺についてはそのように御答弁をいただいておりますので、そのようなところで対処していただくようお願いをしておきたいと思えます。

それから、有害ごみの管理ということです。ただいまの御答弁では、日報による確認と、それからたまに現場に足を運んで、どういう状況になっているかということも含めて見にいかれるということだったと思うのですけれども、やはり水銀のことがあるから、結構今回水銀の事故があって、原因究明がまだとれていませんけれども、原因が何かということは具体的には出ていませんけれども、そのようなところでの推測の中で、さまざまなこのような施設の中に有害ごみが一時保管されている場所があるということと、やはりその管理がどうなっているのかということについては非常に敏感になりますといえますか、それが誰かが持ち出して、そのようなことはないと思えますけれども、そのようなこともできなくはない状況であるということも、これから調査をしていく中でもそのような質疑がなされていくんだとは思いますが、組合として委託をしているけれども、やはりその管理の部分、量ですとかそのようなものの把握、急激に何かが減っているとか、そのようなところの把握というのは多分、今の御答弁だとそこまでは管理の余地はないのではないかとこのように聞こえていたので、これは意見にとどめておきますが、このようなところの管理というのをきちんとやはりしていく必要があるとは思えます。日報ですとか、たまに見に行くという程度でわかるべきものではないとは思っているのですが、ぜひそのようなところの管理の徹底というものをもう少し進めていっていただきたいと思えます。一時保管場所ですでは済まない話になることもあるということも踏まえてなんですが、ぜひお願いをしておきたいと思えます。

それから、その他の契約関係につきましては、特段問題なく進めていらっしゃるということなので、それについては結構です。

○総務課長（新井謙二） まず、1点目の費用対効果についてでございます。特に人件費関係におきましては、現在、運転業務につきましては4係ございまして、そのうち2係が職員で運転をしているところでございます。施政方針の中でも申し上げましたとおり、定年退職者及び普通退職者におきましては原則不補充ということになってございます。これは、運転業務委託につきましては全面委託の方向の関係もございまして、それからまた、包括委託をすることによりまして、通常、柳泉園が行った契約の件数が随分減ると思えますので、その積算とか、そのような関係もあるかと思っております。

それから、財政フレームの時期なんですが、これについては大変申しわけございません

が、お約束することはできませんが、今後、包括委託をするスケジュールにおきましては、やはり第5回目で最優秀提案者が決定する前に、当然価格の審査等ということがございますので、そのぐらいの時期にはなるのではないかなということがございます。

○技術課長（佐藤元昭） 水銀に係る費用の重なりはないかということですが、当然重ならないように精査して契約しておりますので、そこは御心配なくということがございます。

○6番（桐山ひとみ） 最後に、財政フレームの時期が先ほど約束はできないということだったと思うのですが、大体でいいんですが、このスケジュール、5回目というのが大体どのぐらいの時期なのか、ごめんなさい、今全然わからないので、それが大体どのぐらいの時期なのかという、この日というふうにはこちらからも要求しませんが、大体何年のこのぐらいの時期にはというぐらいでわかれば教えていただきたいと最後に思います。

○総務課長（新井謙二） 大変すみませんでした。スケジュール案ではございますが、第5回目が11月中旬を予定しております。ですので、11月ごろではないかということがございます。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○7番（鈴木たかし） 2点、お伺いたします。

1つは、クリーンポートの延命化という部分で、施設を延命化する一番の方法は燃やさないことが一番延命化すると思うのですが、現状、先ほどもお話があったように、燃えるもの、また燃やせるものの中でも燃やさなくて資源化していくことの峻別をしていくことが、より延命化していくための補助になっていくんだろうと思います。

先般、私ども会派で滋賀県甲賀市というところに行きまして、生ごみのたい肥化施設を見てまいりました。当然ながら、燃やせるごみの中で、水分を含んだ生ごみが一番負荷のかかる可燃ごみではないかと思うのですね。今般、清瀬市でも市報の中で、ごみの燃焼の仕組みというか、ごみがどういうふうに処理されるかということを中心に大きく取り上げて、市報に出させていただきましたが、その中でも非常によくわかる仕組みとして、燃やせるごみの中でも例えば雑紙については資源ごみに出しましょうとか、または生ごみについても一絞りしましょうとかという取り組みがありました。こうした取り組みをぜひ柳泉園組合としてもやっていただきたい。

そしてまた、生ごみについても、これをまたたい肥化するとか、バイオエネルギーにしてかわっていくとかという取り組みについては、非常に高額なお金がかかる取り組みで

した。その意味では、一朝一夕にたい肥化していくということではなく、生ごみをまた別に分けた中で、燃焼の余熱を使って水分を飛ばすとか、そういうような取り組みが図れるものかどうか、ひとつお伺いをいたします。

その上で、資源化をしていくという意味では、先ほど関根議員もおっしゃっておられましたけれども、剪定枝をまた、これも燃やせるごみではあるけれども、資源化できる取り組みという意味では非常に賛成し得るものであると思いますので、ぜひ実現に向けて御検討いただければと思います。

2点目なのですが、清柳園のことです。清瀬市でも長年置いてある、そして清瀬市議会でも、そしてまたこの組合議会でも何度も取り上げられていることですが、先ほど並木管理者からもお話があったように、取り組みについてはまた今後も引き続き検討いただけるというお話でありましたけれども、ぜひ具体的にどういう考え方があるのかということ、もし具体的な事例があれば教えていただきたいと思います。

以上2点でよろしく願いいたします。

○技術課長（佐藤元昭） 今の延命化について焼却しないのが一番いいというお話でしたが、現状考えられる中ではやはり焼却が一番いいと思っております。

また、生ごみのたい肥化ということですが、これは随分前の話で申しわけないんですが、私が担当して調べたことがございます。柳泉園組合のごみの搬入量に対して、生ごみをたい肥化するにはどのぐらいの規模の施設が必要かということ、過去に伺ったことがございます。その当時で、当時とごみの量は違いますが、東京ドームと同じぐらいの大きさの施設が必要だと伺っております。また、生ごみをたい肥化するに当たってはにおいの問題があるということで、恐らく柳泉園でたい肥化するに当たっては、においの問題がかなり解決しづらい問題ではないかと考えております。

生ごみの水切りという件ですが、こちらに関しましても、過去にりゅうせんえんニュースの中で、生ごみの水を絞っていただくと25メートルプール何倍分の水が出るということでの広報はしておる次第でございます。

あと、生ごみを乾燥させるということですが、現状の焼却施設でお答えいたしますと、焼却する面としては一つのものですが、その中で乾燥、燃焼、後燃に段階が分かれております。燃える前に、暖かい空気とか燃えているものの熱とかで生ごみも乾燥させてよりよい燃焼を得るということで、少し意味合いは違いますが、乾燥という工程はあるということでの御報告です。

○施設管理課長（千葉善一） 清柳園の取り扱いでございます。

施政方針でも簡単に触れておりますけれども、清柳園につきましては昭和43年に清瀬市の下宿に設置されております焼却施設でございますが、昭和60年12月に休止をしております。そして、31年経過し、設置からは48年近く経過している施設でございます。当然、建物の老朽化が進んでおりますので、柳泉園組合といたしましては安全対策を優先的に考えております。例えば、敷地周りにフェンスを設置し、鉄の板でございますが、網板などを建屋周辺に設置することによりまして、外部からの立ち入りができないような状況となっております。そして、定期的な見回りを行うことによりまして、施設の管理に努めているのが現状でございます。

また、解体という話になるんですが、実際、その跡地利用をどのような形で利用されるかということが基本的な考え方になります。例えば、敷地の端のほうなんですが、真上に武蔵野線の正式名称柳瀬川鉄橋が通っております。また、隣には清瀬市のごみ減量推進課の建物も隣接しているほかに、道路といたしましては実際には河川管理用の道路でございます。そのようないろいろ状況がございますので、工場の跡地の利用についていろいろと検討しなければ、当然解体方法も変わってきます。そのような意味では現状、3市とこれから調整をしなければいけない部分があるんですが、今後どのような形で土地を利用していくのかということを決めないと先に進めない状況でございますので、当然調整しながらこれから対応を進めたいと考えている状況でございます。

○7番（鈴木たかし） ありがとうございます。生ごみについてはわかりました。水がついたまま燃焼炉に入れていることではないと理解しました。

燃やさないことが一番いいと申し上げましたが、要するに使わないことが一番延命化にはつながるという意味ですので、流していただければ。石油化学品が一番燃焼効果は高いと思いますし、そうした意味ではまた、紙や剪定枝なんかも本当は乾燥して燃えやすいんでしょうけれども、資源化にするように広報宣伝をしていただければと要望いたします。

それから、清柳園なんですが、今お話があったように、そこの接している道路については、元来、車通りのある通りではないという意味では非常に人目につきにくい、何かしやうと思ったらしやすい道になっているので、防災安全面からも撤去するなら撤去していただいたほうが、近くには新興住宅地も大変建っておりますので、見ばえもいいのかなど。ツタの絡まる非常に歴史的建造物にはなっているのですけれども、これを清瀬として資源にするのはなかなか難しいと思いますので、ぜひ何らかの処理をしていただければと思

ます。これは要望で結構です。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○8番（小西みか） それでは、1点質問と、あと1点、意見を述べさせていただきたい
と思います。

先ほどの有害ごみの取り扱いの件ですけれども、一定の場所を委託業者さんにお貸しして、そこを集積所みたいなことで取りにきていただいているという、そういうことだと思うのですが、その取り扱いに際しての、例えば蛍光管から水銀が割れて出たような場合、そういうときは責任というか、どちらがそのあたりについては対処を行うという契約になっているのか、そこについてもう一度お伺いしたいと思います。

それと、先ほど関根議員や鈴木議員からもございました紙ですとか木質関係のリサイクルについてですけれども、最近、バイオマス発電がとても盛んになってきておりますので、そうした木質の例えばペレットや、木質といっても例えば家具を破碎したものなどについても資源化をされて、割と高い値段で取引がされているということも聞いておりますので、ぜひそのような点についても、1市だけでやるということはなかなか難しいということがあるかと思っておりますので、柳泉園に運んでいただいてまとめて処理をしていただいて、まとめて引き取っていただくということがもし可能であれば、少し収入ということにもなるとは思いますので、その辺についての御研究というか、少し調査などをしていただければなど、これは要望をさせていただきます。

では、有害物質の取り扱いのことについて御答弁お願いいたします。

○資源推進課長（宮寺克己） 委託の一般的な事項になるかと思うのですが、事故報告ということで項目がございまして、委託中に事故が発生した場合には速やかに適正な応急措置を講ずるとともに、事故発生の原因、被害状況及び復旧対策等に甲、甲は柳泉園組合ですが、甲へ直ちに報告しなければならないとなっております。ただ、申しわけありません、具体的にこの契約において、蛍光管を割ってしまった場合にどちらに原因が属するのかということは、契約書上ではうたっていないというところでございます。

○助役（森田浩） ちょっと補足させてもらいます。

有害ごみの管理の関係でございますが、蛍光管におきましては、例えば何月何日にどこの市から何本、長い蛍光管が何本、丸い蛍光管が何本ということで記録し、収集した蛍光管をドラム管に一旦保管します。ドラム管がいっぱいになった場合には、そこを封印しまして取り出せないようにして管理しています。

○8番（小西みか） ありがとうございます。

事故があった場合は報告を受けてお互いに対処するという事なのかなと思いましたが、水銀の取り扱いについては、大気中に飛散するという認識があまり十分にされていないように私はちょっと感じておりました、今回の焼却炉からの排出ということについても、そういうことがあって初めて、水銀というものはということもあったのではないかなと思っておりました、この水銀も含めた有害物質の取り扱い、実際にこの中で行われているということですので、もう少し管理体制を整えていただくであったり、またその委託業者へのそうした注意喚起というんでしょうか、そういうところは十分に行っていただいて、もし事故というか破損するようなことがあると、これは水銀はあまり目に見えないので、大気中にどれくらい拡散しているかということも多分、感じ取れないと思いますので、そういうこともあるんだということも含めて周知をしていただいて、お取り扱いにはこれまで以上に気を配っていただけたらというふうに要望させていただきます。

○議長（渋谷けいし） 要望でよろしいですか。ほかにございますか。

○1番（島崎清二） 厚生施設についてお聞きしたいのですが、今般、プール施設の大規模な改修ということになるわけですが、今までやはり利用されている方が多数いらっしゃるわけですが、工事期間が半年間ということで、常に利用されている方々というのは大変長い期間に感じられるかなとは思っています。やはり工事期間が半年間ありますよというふうに、今まで利用されている方々に周知の徹底というのを要望としてお願いしたいのです。

それと、もう1点が、半年間の改修工事に伴って、野球場もその間、やはり利用できないということで、3市の中で柳泉園の野球場を利用されている方、多数関係者がいらっしゃると思うのですが、その野球場についても半年間利用できないと。年間通して利用されている方というのは計画を立てて、どこを利用しようかと前もって予約なりを入れるということもあるだろうと思いますので、今回はプール棟の改修工事ということですが、野球場の改修工事は今後どのような形で、例えばネットの張りかえだとか、そういう形で考えていかれるのか。野球関係者、また利用されている方々、そしてまたプールを利用されている方々に周知と、野球のネットの改修とかグラウンドの整備、それについてはどのように考えていかれるのか、お伺いしたいなと思います。

○施設管理課長（千葉善一） 平成28年度の事業ということで半年間、改修工事を予定しております。当然、周知方法につきましてはあらゆる方法をもって事前にしなければい

けないと考えております。ただ、工期は10月以降ですので、半年間かけまして、例えばホームページ、掲示等、いろいろ手法はございますので、これから検討しながら、皆様方に御迷惑のかからないような形での周知に努めたいと思っております。また、野球場につきましても、毎月土日につきましては抽選会という形で実施しておりますので、その段階で説明を行い、一般の野球場につきましては御説明が不足しておりましたが、1年間を通じて貸し出し利用可能であること、学童野球場については半年間の休業ということになっておりますので、その辺の説明も含めまして丁寧に御説明申し上げたいと思っております。

また、野球場に関しての改修関係でございます。来年度の予算の中に、修繕料という形になってしまうのですが、一般の野球場のライト方面に一部ネットが低いところがございます。当然、そこからボールが外へ出てしまうという可能性もございます。いろいろと危険性もございますので、ネットフェンスの補修を来年度予算に計上させていただいております。また、内野・外野につきましては、外野が芝生になっており、このあたりでは芝生の野球場はあまりないのですが、柳泉園組合といたしましても定期的に芝を購入いたしまして、枯れた部分や凹凸のある部分については委託の方をお願いをいたしまして、一部張りかえをしていただくといった形で行っております。また、内野につきましても、機械により整備、ローラーがけ等を行っておりますが、機械につきましては15年以上たっておりますので、経年劣化がございまして、来年度予算の中でトラクターの購入をリースで契約を行い、導入して、整備はなるべく委託のほうでやっていただく。ただ、できないものについては当然、予算を計上する中で年度別に予定を組みながら行いたいと思っております。

来年度につきましては、ネットの補修、そして整備用のトラクターの買いかえによって、なるべく委託の中でできるものはやっていき、芝生についても張りかえもやっていただく形で、当面对応したいと思っております。

○1番（島崎清二） わかりました。利用される方はやはり野球場にしてもプール施設にしてもそうですけれども、柳泉園に行けばこういう施設があってこういう利用ができると楽しみにしている方が当然いらっしゃるわけでありますので、しっかりとした周知を徹底していただければと思います。これは要望としておきたいと思います。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、ないようですので、以上をもちまして施政方針及び行

政報告に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 0時13分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（渋谷けいし） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（渋谷けいし） 「日程第6、議案第1号、柳泉園組合情報公開条例の一部を改正する条例」及び「日程第7、議案第2号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例」は関連がございますので、一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第1号及び議案第2号につきましては、いずれも行政不服審査法の改正に伴う所要の整備でございます。

まず、議案第1号、柳泉園組合情報公開条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、行政不服審査法の権限に属された事項を処理する規定を加えるとともに、文言等について所要の整備をするため、御提案申し上げます。

続きまして、議案第2号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、引用条文について所要の整備をするため、御提案申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

まず、初めでございますが、議案第1号より3枚目でございます。議案第1号資料、柳泉園組合情報公開条例の新旧対照表をごらんください。

まず、18条の2につきましては規定の追加でございます。これにおきましては、行政不服審査法に基づく手続には審理員を置くことになっておりますが、情報公開に係る審査請求については適用を除外する規定でございます。

続きまして、2ページをごらんください。

第22条の第1項ですが、行政不服審査法に基づく審議する事項で、情報公開以外の審議する事項について、第2号として追加するものでございます。

その他の改正につきましては、不服申立ての手続を審査請求に一元化されたことによる文言の整理で、「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改めるものでございます。

本条例の施行は、平成28年4月1日からでございます。

続きまして、議案第2号でございます。

議案第2号より3枚目の議案第2号資料、柳泉園組合職員退職手当支給条例の新旧対照表をごらんください。

まず、第13条第4項ですが、行政不服審査法改正に伴う引用条文を整理するものでございます。この引用条文につきましては、行政不服審査法の不服申立てができる期間60日が3カ月に改正されたことによるものでございます。

本条例の施行は、平成28年4月1日からでございます。

議案第1号及び議案第2号の補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渋谷けいし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第1号、柳泉園組合情報公開条例の一部を改正する条例及び議案第2号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合情報公開条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論からお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合情報公開条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第1号、柳泉園組合情報公開条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決と決しました。

これより議案第2号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第2号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第2号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決と決しました。

○議長（渋谷けいし） 「日程第8、議案第3号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第9、議案第4号、柳泉園組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第10、議案第5号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び「日程第11、議案第6号、柳泉園組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」は関連がございますので、一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第3号から議案第6号までは、地方公務員法改正に伴う所要の整備でございます。

まず、議案第3号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、引用条文について所要の整備をするため、御提案申し上げるものでございます。

続きまして、議案第4号、柳泉園組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、公表事項が追加されたことに伴い、所要の整備をするため御提案申し上げるものでございます。

続きまして、議案第5号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、等級別基準職務表を条例で定める必要があり、その他所要の整備をするため御提案申し上げるものでございます。

続きまして、議案第6号、柳泉園組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、引用条文について所要の整備をするため御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

議案第3号より3枚目でございます。議案第3号資料、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の新旧対照表をごらんください。

第1条の改正でございますが、これは地方公務員法改正に伴う引用条文の整理でございます。この引用条文につきましては、地方公務員法の第24条第2項が削除されたことにより、第6項が第5項に繰り上げられたことによるものでございます。

本条例の施行につきましては、平成28年4月1日からでございます。

続きまして、議案第4号でございます。

議案第4号より3枚目でございます。議案第4号資料、柳泉園組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の新旧対照表をごらんください。

まず、第3条は、報告事項に「職員の人事評価の状況」「職員の休業に関する状況」及び「職員の退職管理の状況」を追加するものでございます。

次に、第5条第2項につきましては、行政不服審査法改正に伴う文言の整理でございます。

本条例施行は、平成28年4月1日からでございます。

続きまして、議案第5号でございます。

議案第5号より3枚目の議案第5号資料、柳泉園組合職員の給与に関する条例の新旧対照表をごらんください。

まず、第1条の改正は、地方公務員法改正に伴う引用条文の整理でございます。

次に、第4条ですが、地方公務員法の改正により等級別基準職務表を条例に規定するため、第4条第3項から第5項を削除し、新たに第4条の2として、等級別基準職務表の条文及び別表3を追加するものでございます。

続きまして、2ページをごらんください。

第23条の3第2項は、行政不服審査法改正に伴う引用条文の整理でございます。

本条例の施行は、平成28年4月1日からでございます。

続きまして、議案第6号でございます。

議案第6号より3枚目の、議案第6号資料、柳泉園組合職員の旅費に関する条例の新旧対照表をごらんください。

第1条の改正につきましては、地方公務員法改正に伴う引用条文の整理でございます。

本条例の施行は、平成28年4月1日からでございます。

議案第3号から議案第6号までの補足説明につきましては、以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議案第3号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号、柳泉園組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第6号、柳泉園組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第3号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第3号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第3号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決と決しました。

これより議案第4号、柳泉園組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第4号、柳泉園組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第4号、柳泉園組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決と決しました。

これより議案第5号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。討論がある場合は、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第5号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決

いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第5号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決と決しました。

これより議案第6号、柳泉園組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。討論がある場合は、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第6号、柳泉園組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第6号、柳泉園組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決と決しました。

○議長（渋谷けいし） 「日程第12、議案第7号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例」を議題いたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第7号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、かねてから利用者より要望がありましたテニスコートの使用対象について、他団体の状況を踏まえまして、「中学校生徒以上」を「小学校児童以上」に改めるため、御提案申し上げるものでございます。

御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○2番（関根光浩） 1点だけ確認をさせていただければと思いますが、この小学校児童

以上になったという条例変更につきましての周知等について教えてください。

○施設管理課長（千葉善一）　今回、こちらの条例の改正に当たりまして、当然周知を徹底しないと難しい部分もございますので、利用方法につきましては、関係市の調査をしましたところ、例えば保護者の同伴等、ある程度の制限を設けた上での利用という状況でございます。今回も柳泉園組合といたしましては、いろいろと利用する中でお互いに支障が生じないように、安全対策を当然考えなければいけないという部分もございますので、例えば使い方では、現在、A、B 2面とC、D、E 3面の2カ所がございます。安全対策といたしまして、例えばC、D、EのDコートを利用した場合、当然、Cコート、Eコートの利用者に対しまして迷惑をかける可能性がございますので、A、B面の利用の限定、また、小学生同士でプレーされる場合、さまざまな危険性が考えられますので、大人の同伴が当然前提ということも考えなければいけません。

また、土日のテニスコートの利用につきましては、基本的には抽選会のほうでおおむね埋まってまいりますので、利用される方につきましては登録制がありますので、事前に登録していただく。家族で1枚登録していただきますので、その中に小学生の方がいらっしゃるのであれば、お名前と年齢を記入していただく。そのような形でのある程度の制限を設けた上で、4月からの利用を考えております。周知方法につきましては、これからホームページもしくは掲示も含めまして、知らなかった方に対して、小学生が利用されていれば、どうなっているのだという話になりますので、それも含めまして、毎月抽選会がございますので、口頭での説明、またテニスコートの入り口にもそのような表示等、いろいろな方法により周知徹底に努めたいと思っております。

○議長（渋谷けいし）　ほかにもございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし）　よろしいでしょうか。

以上をもちまして、議案第7号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第7号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論からお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし）　討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第7号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。
原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第7号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決と決しました。

○議長（渋谷けいし） 「日程第13、議案第8号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第8号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合議会議員が加入しております東京都市町村議会議員公務災害補償等組合において、健全な財政運営の観点から、内部努力の一環として構成団体の選挙区を改め、当該組合議員定数を10人から5人に削減を行うため、同補償等組合規約の改正を御提案申し上げるものでございます。

御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議案第8号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての質疑を終結いたします。

これより議案第8号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてに対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第8号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを

採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第 8 号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については原案のとおり可決と決しました。

○議長（渋谷けいし） 「日程第 1 4、議案第 9 号、平成 2 7 年度柳泉園組合一般会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第 9 号、平成 2 7 年度柳泉園組合一般会計補正予算（第 2 号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は現予算を見直しまして、歳入歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額 3 1 億 9, 1 4 8 万円に対し、歳入歳出それぞれ 2, 3 0 9 万 6, 0 0 0 円を増額し、予算の総額を 3 2 億 1, 4 5 7 万 6, 0 0 0 円とし、継続費の変更及び債務負担行為の追加をさせていただくため、御提案申し上げますのでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の 2 ページ、3 ページをごらんください。

まず、第 1 表、歳入歳出予算補正は、款項の区分における予算の補正で、補正額はそれぞれ記載する金額でございます。

続きまして、4 ページをごらんください。

第 2 表、継続費補正は、クリーンポートプラント制御用電算システム整備工事について、昨年 5 月に契約を締結しましたので、継続費の総額と年割額を変更するものでございます。

次に、第 3 表、債務負担行為補正は、水銀混入調査対策委員会を設置するに当たり、委員会の運営が円滑に進むよう、水銀混入調査報告書作成業務委託について委託業者を決定いたしたく、債務負担行為として追加させていただくものでございます。

続きまして、7 ページをごらんください。

7 ページから 9 ページにかけて記載の歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。1、

総括につきましては、表に記載のとおりでございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。2の歳入でございます。

まず、款4財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金、節1基金運用収入は、基金の運用利子6,000円の増額でございます。

次に、款7繰入金、項1基金繰入金、目1職員退職給与基金繰入金の2,309万円の増額は、勸奨退職者1名分の退職手当の財源に充当するものでございます。

続きまして、12、13ページをごらんください。3の歳出でございます。

まず、款2総務費、項1総務管理費、目1人件費、節3職員手当等は、1名分の退職手当2,309万1,000円を増額するものでございます。

次に、目2総務管理費、節25積立金は、基金運用利子分の積立金6,000円を増額するものでございます。

次に、目4厚生施設管理費、節13委託料776万1,000円の減額は、厚生施設プール棟等大規模修繕工事实施設設計委託の契約差金でございます。

次に、款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目1人件費、節1報酬は、嘱託員の勤務時間数が当初計画より多くなったため、145万9,000円を増額するものでございます。

次に、目2ごみ管理費、節8報償費2万3,000円の増額は、クリーンポート長期包括委託審査委員会委員3名分の委員謝金でございます。

次に、節15工事請負費2,224万8,000円の減額は、クリーンポートプラント制御用電算システム整備工事の契約差金でございます。

次に、款5予備費の2,852万6,000円の増額は、本補正に伴う調整分でございます。

続きまして、14ページをごらんください。14ページ、15ページにつきましては、給与費明細書でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、16ページをごらんください。継続費に関する調書で、内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、17ページをごらんください。債務負担行為に関する調書で、内容につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、補正予算資料につきましては技術課長より御説明をさせていただきます。

○技術課長（佐藤元昭） それでは、議案第9号資料、柳泉園クリーンポート長期包括委託審査委員会についてでございます。

1、事業費といたしまして、報償費2万3,000円で、平成27年度分でございます。

2、実施理由ですが、柳泉園組合クリーンポート長期包括委託に係る事業者の選定等を行うため、専門的な知識を有する者を含めた委員7名による審査委員会を設置いたします。

3、実施時期につきましては、平成28年3月からとなります。

4、委員会スケジュールですが、3月に第1回目を行い、年内に5回の委員会を予定しております。委員会の内容については記載のとおりでございます。

5、審査委員会の運営支援業務についてですが、本委員会の運営が円滑に進むよう、クリーンポート大規模補修に伴うコンサルティング業務委託は昨年6月に契約しており、審議用の資料作成や委員との連絡調整などの支援業務を行うものでございます。

続きまして、次のページをごらんください。

水銀混入調査報告書作成業務委託についてでございます。

1、事業費として、委託料を216万円を債務負担行為として計上しております。今年度契約し、翌年度の業務終了後に支払うものでございます。

2、実施理由につきましては、柳泉園クリーンポートで水銀濃度が検出されたことについて、原因究明、対策等について調査、検証を行うため、委員会の運営が円滑に進むよう業務を委託いたします。

3、実施内容につきましては、資料作成や委員との連絡調整及び報告書作成などの支援業務となります。

4、実施期間ですが、平成28年3月から平成29年3月までといたします。

5、委員会スケジュールですが、第1回目を4月中に行い、3回目までに原因究明、対策、管理体制の検証を行い、中間報告書の提出をしていただき、10月以降に第4回目、第5回目を開催し、水銀濃度が検出されたことによる環境への影響についての検証を行います。委員会で議論していただいた結果を報告書として年度末までに提出予定でございます。

○議長（渋谷けいし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 水銀の問題はこの補正でやったほうがいいのかどうか少し悩んでいるのですが、ここで一応質問させていただきます。

先ほどの施政方針等に対する質疑の中でも、0.05mg/m³Nという自己規制値が、これが適切かどうかということの議論がございました。私も前回の定例会で、環境省の指針値なども引用して、検討がさらに必要ではないかということで御質問をした経過がございま

す。それで、その際に、 $0.05 \text{ mg/m}^3 \text{ N}$ という数字自体は東京二十三区清掃一部事務組合が採用している数値だと。それがそういうふう設定された理由というのは、労働安全衛生法等の基準が一応適用されていて、設定された当時は $0.05 \text{ mg/m}^3 \text{ N}$ という濃度で何らかの作業を行っても、労働安全衛生法上、一応基準としてはそれ以下であれば大丈夫という基準があるからということの御説明があった上で、その労働安全衛生法では現状では 0.025 と、半分に下げられているという御説明もあったように思います。ということが1つで、今後検討していくということだとは思いますが、この自己規制値が 0.05 で適当なのかどうかということについて、その後、御検討があったのであれば見解を伺いたいというのが1つでございます。

もう1点は、原因究明を行い、再発防止、具体的には柳泉園組合の中に水銀を含んだものが持ち込まれないようにしていくということが肝要かと私は思いますが、施設の性格上、 100% それを確保するというのはなかなか難しいという側面も同時にあると思います。それを考えますと、持ち込まれてしまった場合、それを排ガス等から外部に出さないようにするという手だても必要だということを質問いたしまして、足立区の施設の例で洗煙装置の例なども引きまして、これが幾らぐらいかかるんでしょうかという御質問をしましたら、調査中という御答弁だったかと思えます。設置するかどうかは今後の検討になると思いますが、議員として幾らかかるのかというのは興味があるところなので、設置費用等の見積もり等があれば、その後、金額等が多分、時系的にはそろそろ金額がわかるころだと思いますので、その金額について教えていただければと思います。

もう1点、先ほど少し施政方針でスケジュールはと聞きまして、この資料を見ればわかることを聞いてしまって失礼をいたしました。スケジュールとともにこの資料を見ますと、委員9名が水銀混入調査報告書を作成するために委員会をつくって当たっていただくと。それで、すみません、この9名の内訳ということと、あとは、例えばですけれども、専門家等ではない、いわゆる市民委員みたいなものを公募するというのも一つの方法ではないかなと私は思います。今回、こういう御提案が既にあるところでございますので、そういう市民委員を含むということは検討されなかったのか伺います。

そして、この委員会がこのようなスケジュールで開催されていくということですが、これは公開のもので傍聴ができるものなのかどうかということと、その都度開かれていくと思いますが、この回ごとに何らかの資料等をコンサルの力もかりながら用意されるんだらうと思います。そういうものを議会のほうにその都度出していただくとか、第1回

目が行われましてこういう議論がありましたとかいう情報提供を議会定例会ごとにいただけるものなのかどうか、要望半分でございますけれども、その点ちょっとお聞きしたいと思います。

○技術課長（佐藤元昭） 柳泉園組合が0.05という自己規制値を設けて、その後の検討ということですが、検討はしておりません。今のところ妥当な数字だと思っております。なぜかといいますと、東京都も近隣施設も0.05ということで変更はないということと、今後、水俣条約の関係で大気にも恐らく規制が出ます。その動向も見ながら、その結果を見ながら、0.05が妥当なのか妥当ではないのかという判断にしたいと考えております。

また、洗煙設備についてですが、こちらはメーカーから回答はいただきました。回答について御説明いたしますと、洗煙設備は本体1基が幅が約3メートル、高さ12メートル程度の大きさになるそうです。設置するには、煙道の取り回し、附属薬品注入設備等を含めると、3炉あるため3基ということなんですが、幅で10メートル、奥行き30メートル、高さ30メートル程度の建屋が必要となるということです。また、煙道を最短にするためには、現行の建屋の北側が最良の設置場所になるそうです。その北側には現在、し尿処理施設があるため、施設の移動が必要になると伺っております。さらに、排水処理設備といたしまして、10メートル掛ける20メートル程度の敷地が別に必要となると伺いました。また、排水に関しては、プロセス排水が1炉当たり、概略ですが、1日100立米発生するそうです。その発生したものは下水道放流することになり、現状の施設はプロセス排水はゼロで計画されているため、環境アセスの見直しが必要となるということです。また、費用については10億円以上かかると回答を得ております。

洗煙設備に関しましては以上でございます。

また、委員会のほうの9名の内訳ですが、今のところ予定しておりますのが、環境カウンセラーという資格を有している方を1名、大学医学部教授を1名、東京二十三区清掃一部事務組合から1名、そのほかに柳泉園組合の代表議員各市1名ずつの3名、関係市清掃担当部長職を3名の計9名で予定をしております。また、一般市民の委員については、この委員を決めるに当たって検討はしてございませんでした。

この委員会は公開かということですが、当然公開といたします。公開した後、議事録等はホームページ上で公表する予定でございます。また、資料等の提出につきましては、御要望があれば当然提出するものと考えております。

○3番（村山順次郎） ありがとうございます。

自己規制値については、大気汚染防止法等の動きというのは私も聞いておまして、そこも注視していかなければいけないところの一つだろうなとは思っています。また、委員会の設置もこの後控えているという状況の中で、そこで一定程度段階を踏んで検討していくというのも手続としては大事だと思いますので、この問題は引き続き機会を捉えて取り上げていきたいと思っています。

それで、洗煙装置の見積もりとか見込みとか、かなり大がかりな装置なんだなということがわかりました。また、費用面では10億円と、その他にもいろいろ解決すべき、解決しづらい課題があるように理解をいたしました。これは一つの選択肢ではあるんですけども、できないことというのが現実問題としてあるんだとすれば、また別の方法を考えていかなければいけないと。10億円かかるということで考えますと、なかなか私の口からもそこというのは難しいかなと感じておりますが、これも委員会等で検討されていくんだろうなと思います。

また、委員会のあり方とか運営の仕方についても、おおよそわかりました。議員も入るし、公開でされるということです。一方で、市民の方に入っていただくというのは意義のあることだと私は思います。というのは、専門家の力をかりるということはこういう問題を考えるときに重要だということと同時に、一市民の立場でも理解できる議論に注意をするということの意味でも市民の方、どういう形でというのはなかなか柳泉園組合としてそういうやり方をしてこなかったという経過はあるとは思いますが、こういう問題でありますから、市民感覚を委員会の中に取り入れる意味ではそういう検討もあってよかったのではないかなということは、意見として申し上げておきたいと思っています。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○8番（小西みか） 同じく水銀の混入調査についてお聞きいたします。

まず、内容についてですけれども、水銀が混入しないための対策を検討されるということになっておりますけれども、これに関してですが、最近、熊本県のほうで分別回収を水銀が使われている製品については行うという、そういう指針を導入することが公表されまして、まだこれから水俣条約に伴ういろいろな規制を国がつくるとは思いますけれども、それに先駆けて熊本県では、国にも影響を与えるような形でやりたいということですので、ぜひその辺についても、これは柳泉園組合全体ということと、あと各市でどういふふうに対応していくかということで、なかなか決めることは難しい点はあるかもしれませんが、この辺についても含めて検討をぜひお願いしたいと思います。そのようなこ

とも含まれる御予定なのかどうかについて、ちょっと御答弁をお願いできればと思います。

あと、今度は排出を防ぐという点についてですけれども、先ほども村山議員から、洗煙装置をとということでの御提案と、そのことについての御答弁がございましたが、なかなか金額的に難しいということであれば、今、バグフィルターで吸着をすることも水銀についても行っているという状況であると思いますが、このバグフィルターの水銀に対する性能というんでしょうか、その辺についても御検討をされるということが予定されているのかどうかについて御答弁をお願いいたします。

以上2点です。

○技術課長（佐藤元昭） 確かに焼却施設に水銀含有廃棄物が入ってこないことが一番でございまして、関係3市につきましては既に分別回収、分別収集を行っているところです。ただ、委員会の中でそのようなことも話し合われるとは思っております。

続きまして、バグフィルターの関係なんですけど、このことにつきまして、水銀をより捕集しやすいようなバグフィルターがあるのかどうかということはメーカーに確認はしておりますが、現状そのようなものはないという回答を得ております。

○8番（小西みか） ありがとうございます。

分別回収のことについては、現在、分別で回収されているのは蛍光管と、あとは電池というところかと思っておりますけれども、それ以外にも水銀製品として家庭用の血圧計ですとか、体温計は割とまだ残っているのかと思っておりますけれども、そのあたりについては対象と考えていらっしゃるのかどうかについて、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

あと、バグフィルターについては、今のところそれほど性能がもっと高いものはないという御答弁だと思いますけれども、要は吸着をして外に出さないということについての研究のあたりが、あまり水銀についてはまだ十分な研究が国際的にも行われていないということはちょっと聞いてはおりますけれども、その辺についても何か専門家の方から御見解をいただけることがあれば、ぜひそういう点についてもお聞きいただけたらと思いますので、先ほどの体温計ですとか、家庭用の血圧計というあたりについての分別回収についてのお考えをお聞かせいただけたらと思います。

○資源推進課長（宮寺克己） 関係市におかれましては、議員がおっしゃるとおり、乾電池、蛍光管、あと、市によっては、体温計も有害ごみとして分別してくださいと御案内いただいている状況がございまして。ただ、血圧計については各市とも有害ごみとして集めますという御案内はないようでございまして。ただ、実際に柳泉園に分別して入ってきた場合

には、それは責任を持って同じような方法で処理をするということになるかと思えます。

ですから、それを積極的に分別してくださいと柳泉園が言えるものか、あと各市の状況なり、御意見などもお伺いしながらということになるかと思えます。

○8番（小西みか） わかりました。先ほども申し上げたように、水銀についてあまりその危険性というものがそれほど認識されていないというのがまだ一般的なように私は受けとめておまして、ですので、特に家庭にある水銀が入っている体温計ということについては、割れたりするととても危険ということがございますので、やはりこれについては分別回収を導入されていないところでもしていくということのほうが、安全性ということから考えますとよりよいのかなと思えます。

あと、家庭用の血圧計については、これは特にそんなに簡単に割れたりとかということももしないのであれば、今と同じような収集の仕方、そしてこちらに入ってきてから分別して適正な処理を行うということでもよろしいかと思えますけれども、水銀に関してあまり危険性がまだ認識されていないということを前提に、そうした安全性をより高めるような回収方法をぜひ御検討いただきますようお願いをいたします。

○5番（藤岡智明） 同じく、水銀混入調査についてです。スケジュール表を見まして、予定となっているのですが、いわゆる1、2、3を通じまして中間報告を3回目にやるとなっています。中間報告の段階であってもいいと思うのですが、私は周辺の市民の皆さん、それから自治会の皆さん等々の御意見もきちんとこの中間報告等について求める、そういう意見聴取の場というのが必要なのではないかと思うのですが、この件についてお考えがございましたでしょうか。

○技術課長（佐藤元昭） ただいま御意見がありましたので、そのようなことも含めて考えていきたいと考えております。

○助役（森田浩） あえてここで中間報告として報告させていただくという意味におきましては、1回、2回でその対応ということで、その結果が出ましたら、すぐできるものにつきましては補正でもとってなるべく早い対応をしたいということで中間報告をさせていただく、そういうことも考えまして中間報告をさせていただきたい。その中には当然、5月に周辺自治会との協議会がございますから、そういう機会を捉えまして意見をいろいろお聞きして、反映できるものについては反映していくというように思っております。

○5番（藤岡智明） 先ほどの中間報告の助役のお考えは理解しましたが、私はこの調査委員会の中に一般市民の人が入ってもいいのではないかという考えを持っていますので、

そうした意味からも市民の意見を聞くということが重要なのではないかと思いますのでよ。
したがって、この中間報告がそういう立場であるのなら、報告を出す前等につきましても、
この委員会を開催している間に市民の皆さんの意見が聞ける、そういう手だてが必要な
のではないかとこのことを要望しておきます。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、質疑なしと認めます。

以上をもちまして議案第9号、平成27年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）の
質疑を終結いたします。

これより議案第9号、平成27年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）に対する討
論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論からお受けいたしま
す。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第9号、平成27年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）を採決いた
します。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第9号、平成27年度柳泉園
組合一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決と決しました。

○議長（渋谷けいし） 「日程第15、議案第10号、平成28年度柳泉園組合経費の負
担金について」及び「日程第16、議案第11号、平成28年度柳泉園組合一般会計予
算」は関連がございますので、一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第10号、平成28年度柳泉園組合経費の負担金についての

提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合同規約第14条の規定により、負担金の算出方法及び関係市の負担金の額について定めるものでございます。

続きまして、議案第11号、平成28年度柳泉園組合一般会計予算の提案理由について御説明申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ31億7,330万6,000円で、前年度に比べ1億52万2,000円、3.3%の増でございます。予算編成に当たりましては、関係市及び柳泉園組合を取り巻く財政状況が極めて厳しい状況でございますので、財源の確保と経費の節減などによりまして、関係市負担金は16億6,136万4,000円で、前年度に比べ1億2,697万1,000円、7.1%の減となり、可能な限り負担金を少なくすることに努めました。なお、平成28年度の主な施策につきましては、施政方針で申し上げたとおりでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第11号資料、平成28年度柳泉園組合一般会計予算資料をごらん願います。

本資料におきましては、平成28年度の事業計画で、予算見積もりの根拠となっております。各施設の処理計画及び主な事業等につきましては、先ほど管理者より施政方針の中で申し上げたとおりでございます。

本資料では、議案第10号、平成28年度柳泉園組合経費の負担金についてに関連がございますので、その負担金の算出方法について御説明をさせていただきます。

それでは、議案第11号資料、一般会計予算資料の14ページをごらんください。

負担金の計算方法でございます。関係市の負担金の負担方法及び私車処分費の取り扱いなどにつきましては、前年度と同様の計算方法で算出しております。

続きまして、15ページをごらんください。平成28年度柳泉園組合負担金の計算式でございます。まず、平成28年度の歳出予算額を財産的経費及び経常的経費に分け、さらに財産的経費は公債費と公債費以外の経費に分けます。なお、負担金以外の歳入の取り扱いにつきましては財産的経費の総額から差し引きをします。

まず、1につきましては、財産的経費の公債費に係る負担で、公債費から歳入を差し引きし、その残額を清瀬市及び東久留米市はそれぞれ4分の1、西東京市は4分の2の負担でございます。この西東京市の4分の2の負担につきましては、合併前の事業に係る起債でございますので、2市分の負担をお願いしているものでございます。

次に、2でございます。公債費以外の財産的経費に係る負担で、公債費以外の経費から歳入を差し引きし、その残額を各市それぞれ3分の1の負担でございます。この公債費以外の経費は、議会費、総務費の報酬及び積立金、工事請負費並びに厚生施設に係る経費などでございます。

なお、平成28年度は財産的経費の総額より負担金以外の歳入の総額が上回っているため、計算上はマイナス表示となっております。

3につきましては経常的経費に係る負担で、ごみ処理費、し尿処理費、共通経費と区分いたします。共通経費は、報酬及び積立金を除く総務費と予備費の合計でございます。ごみ処理費分としての負担は、ごみ処理費に按分した共通経費を加え、関係市の平成26年度のごみ搬入実績量の割合で算出いたします。

次に、し尿処理費分としての負担は、し尿処理経費に按分した共通経費を加え、関係市の平成26年度のし尿搬入実績量の割合で算出いたします。ごみ分及びし尿分で算出したしました東久留米市の負担分の5%が東久留米市環境整備負担金となります。

次に、4でございます。東久留米市環境整備負担金に係る負担でございますが、清瀬市及び西東京市の平成26年度のごみ及びし尿の搬入実績量の割合で、それぞれ2市に負担していただきます。

続きまして、16ページをごらんください。5の負担金の(1)私車処分費精算前の負担金の表でございます。財産的経費、経常的経費及び東久留米市環境整備負担金のそれぞれの内訳と合計で、表に記載のとおりでございます。

次に、(2)私車処分費精算後の負担金の表でございます。精算する私車処分費は平成27年度の繰越金に含まれておりますが、負担金の計算では私車処分費は除いて算出しております。関係市の負担金の内訳はそれぞれ表に記載のとおりでございます。

6の表でございますが、平成28年度の負担金と前年度の負担金を比較したものでございます。内訳はそれぞれ表に記載のとおりでございます。

続きまして、一般会計予算について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案第11号、平成28年度柳泉園組合一般会計予算と題した予算書

をごらんください。

それでは、一般会計予算書の2ページ、3ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算は款項の区分における予算で、予算額はそれぞれ記載する金額でございます。

次に、7ページをごらんください。7ページから9ページにかけて記載の歳入歳出予算事項別明細書でございます。1、総括につきましては表に記載のとおりでございます。

次に、10ページ、11ページをごらんください。2の歳入でございます。

まず、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金は、前年度に比べ1億2,697万1,000円、7.1%の減でございます。減の主な理由でございますが、本年度の歳入歳出予算総額は前年度に比べ増となりましたが、歳入予算額に環境整備基金から3億円を繰り入れたことによるものでございます。各市の負担金につきましては、11ページの説明欄に記載のとおりでございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1施設使用料は、前年度に比べ1,337万2,000円、21.7%の減でございます。減の主な理由につきましては、プール棟の大規模改修工事に伴い、学童用野球場、プール、トレーニング室及びプール棟内の会議室について、工事期間中、休業となるためでございます。各施設の使用料につきましては説明欄に記載のとおりでございます。

次に、項2手数料、目1ごみ処理手数料は、前年度に比べて1,257万8,000円、2.4%の減でございます。減の理由でございますが、事業系一般廃棄物の搬入量が前年度に比べ331トン減となることによるものでございます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1ごみ処理費国庫補助金の172万4,000円は、焼却灰及び排ガス中の放射性物質濃度等の測定費用に対する補助金でございます。

続きまして、12、13ページをごらんください。

款5繰入金、項1基金繰入金、目1職員退職給与基金繰入金の2,513万4,000円は、定年退職者1名分の退職手当に充当するものでございます。

次に、目2環境整備基金繰入金の3億円は、厚生施設プール棟等大規模改修工事費に充当するものでございます。

款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度に比べ8,700万円、20.3%の減でございます。減の主な理由でございますが、平成27年度のごみ処理手数料や回収鉄売り払いの収入見込みが減となることによるものでございます。

次に、款7諸収入、項2雑入、目1雑入は、前年度に比べ1,589万4,000円、6.1%の増でございます。増の主な理由ですが、節2の回収鉄等売払いは、鉄の売り払い単価が大幅な下落により、収入は減となりますが、15ページをごらんください、節7その他雑入の説明欄記載のスポーツ振興くじ助成金3,000万円を見込んだことにより、諸収入は増となります。

続きまして、16ページ、17ページをごらんください。3、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1人件費は、前年度に比べ2,482万8,000円、20.4%の増でございます。増の主な理由は、節3の職員手当等で、定年退職者1名分の退職手当を計上したことによるものでございます。

続きまして、18ページ、19ページをごらんください。

目2総務管理費は、前年度に比べ1億9,384万6,000円、68.9%の減でございます。減の主な理由ですが、節25の積立金で、昨年度は環境整備基金へ2億円を積み立てましたが、本年度はその積立金2億円が減となったことによるものでございます。

次に、下段の目3施設管理費は、前年度に比べ7,367万7,000円、180%と大幅な増でございます。増の主な理由でございますが、20ページ、21ページをごらんください。21ページの節15の工事請負費で、説明欄記載のクリーンポート建築設備用システム及びごみピット自動火災検知装置について、設置後15年が経過していることからそれぞれ更新を行うものでございます。

続きまして、22ページ、23ページをごらんください。

目4厚生施設管理費は、前年度に比べ3億7,425万1,000円、260%と大幅な増となっております。増の主な理由は、節15工事請負費で、説明欄記載の厚生施設プール棟等大規模改修工事費3億8,534万4,000円を計上したことによるものでございます。また、大規模改修に関連する経費といたしましては、節13委託料の厚生施設管理業務委託費につきましては、前年度に比べ1,658万円ほど減となりますが、新たに大規模改修工事監理業務委託費918万円及び節18備品購入費1,068万円を計上したことによるものでございます。

続きまして、24ページ、25ページをごらんください。

款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目2ごみ管理費は、前年度に比べ1億7,841万9,000円、11.8%の減でございます。減の主な理由ですが、節11需用費、修繕料の定期点検整備補修費につきましては、蒸気タービンの法定検査を行うため約7,000万円

の増となっております。また、27ページをごらんください。節13委託料で、説明欄記載のクリーンポート大規模補修に伴うコンサルティング業務委託2,376万円は増となりますが、節15工事請負費、クリーンポートプラント制御用電算システム整備工事は、プラント制御装置の老朽化に伴い、延命化を図るため3カ年で更新を行う計画で、本年度は2年目となり、事業費は前年度より2億8,285万2,000円の減となることから、ごみ管理費につきましては減となるものでございます。

次に、目3不燃ごみ等管理費は、前年度に比べて4,754万9,000円、26.8%の増でございます。増の主な理由ですが、節11の需用費で、修繕料の定期点検では粗大ごみ処理施設定期点検整備補修費584万円ほどの増によるものと、29ページをごらんください。節15工事請負費で、設置後30年以上経過している粗大ごみ処理施設の屋外変電設備更新工事費4,060万8,000円を計上したことによるものでございます。

次に、目4資源管理費は、前年度に比べ720万8,000円、5.7%の減でございます。減の主な理由ですが、節11需用費で、説明欄記載の修繕料の一般は、前年度に比べ314万円増となりますが、修繕料の定期点検は、リサイクルセンターの定期点検整備補修費が1,044万円ほど減となったことによるものでございます。

続きまして、30ページ、31ページをごらんください。

款4公債費、項1公債費は、元金、利子を合わせまして4,443万円、27.3%の減でございます。減の理由でございますが、クリーンポートの建設に伴い、平成12年度分として借り入れた起債の償還が完済することによるものでございます。

次に、款5予備費は、前年度に比べ500万円、2.4%の増でございます。増の主な理由ですが、予備費には私車処分費精算予定額として1億9,012万円が含まれており、その精算予定額が増となったことによるもので、純然たる予備費につきましては毎年2,000万円で、前年度とほぼ同額でございます。

続きまして、32ページをごらんください。32ページから35ページまでは給与費明細書でございます。内容は記載のとおりでございます。

次に、36ページをごらんください。継続費に関する調書で、内容は記載のとおりでございます。

次に、37ページをごらんください。こちらにおきましては、地方債に関する調書で、内容は記載のとおりでございます。

補足説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渋谷けいし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 3点お聞きしたいと思います。

1点目は負担金の見込みについてです。午前中も議論がございまして議論が重複するかもしれませんが、質問したいと思えますけれども、財政フレームを今後御用意いただくと、ことしの11月ぐらいにという御答弁がありましたので、詳細についてはそれを待ちたいと思えますけれども、大まかな見込み、今後どういうふうに移していくのかということなんですけれども、朝、情報公開コーナーで10年前の負担金をちょっと調べてきまして、来年度予算案では16億6,136万4,000円となっている3市の合計の負担金が、例えば平成17年度の予算額になりますけれども、23億9,206万3,000円とそのぐらいの数字で、来年度予算と比較をしますと24.3%減になったという、手元の計算ですけれども、負担金総額は3市の中での割合は若干それぞれ違いますけれども、トータルとしては24%、10年間で減ってきたということが一応言えると思えます。

同時に、この負担金の計算の際、先ほど御説明がありました、ごみの総搬入量に一定程度比例をして割合が決められるということで、ごみの量その間どういうふうに移したのかなということで、ちょっと事務報告書などで数字を拾いますと、平成16年が、単位はキログラムですが、8万9,000トン程度だった3市合計の搬入量が、平成26年度では72万トンに減っていて、割合にすると18.9%ごみの量が減っていて、負担金は24%減っていると、そういうこの10年間の大まかな話ですが、移りだったと思えます。

それで、経常的経費というのはこの10年間であまり変わっていませんで、18億何がしのところで移りしていると。つまり、ごみが18%減っても、それを処理する経常的経費というのはあまり減らない。し尿処理費の部分はその分減っているのですが、ごみを処理する経費というのは、ごみが18%減った割にはあまり減らないできているというのが、本当にざっくりとしたこの10年間の負担金の移りだったかなと思えます。

それで、クリーンポートの大規模改修が予定されていて、ここは経費が一定程度かかる。一方で、長期継続で包括委託をすると、そこにはコストメリットがある。施政方針で語られている課題としては、リサイクルセンターと不燃・粗大ごみの処理施設をどうするかという課題がある、これは支出の方向ですね。そう考えますと、僕の私見ですけれども、今が大体負担金の総額としてはかなり低目のほうに来ていて、この向こう10年間というのは一定程度上がっていく方向に負担金は移りするのではないかなというふうに見えるんで

すが、現状その見方でいいのかどうか、コメントしづらかったらコメントできないということによっていただければと思いますが、市政の問題ともややかわりますので、そういう見方でいいのか御見解を伺いたいと思います。

それと、3点と申しましたが、2点目なんです、厚生施設の大規模改修をされていくということは非常に意義のあることだと思っております。同時に、先ほど周知の議論も別の件でありましたが、柳泉園組合の全般的な広報という面で議論をしてきたところだと思うのですが、りゅうせんえんニュースが発行されていると思います。非常にいいニュースだと私は思っております。現状では新聞折り込みというのが一番大きな配布方法だと思いますが、私は例えば東久留米市内の公共施設で据え置きで、公共施設によくチラシスタンドみたいながあると思いますが、そういうところに置かれているところは、正直言ってあまり見たことがないんです。柳泉園組合の1階のエレベーターホールに行くところにあるのは知っているのですが、それ以外のところで新聞折り込み以外に市民の方が自由にりゅうせんえんニュースをとれる場所というのは、3市の中にどこか柳泉園組合の施設以外のところであるのでしょうか。もしないのであれば、市役所等、そういう自由にチラシが置けるところが幾つか3市の中にはあると思いますので、据え置きの配布ということも検討していただいてもいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

あと、ごめんなさい、予算の項目がすぐに出てきませんが、変電装置の交換、粗大ごみ処理施設屋外変電設備更新工事ということがありますが、これの詳細を御説明いただければと思います。

以上3点です。

○総務課長（新井謙二） それでは、まず負担金についてでございます。

大規模改修が始まりますと、当然その分、大規模改修分という工事費が多くかかってきますが、クリーンポート建設時に借りました大口の公債費が平成26年、平成27年、この2年間にかけて8億円減となってございます。その公債費が8億円減となったこの予算といいますか、この額を大規模改修工事費に充当させていただきたいと思っておりますので、負担金についてはそれほど大きな上昇はないと考えてございます。また、包括的な委託をすることによりまして、負担金についてはできるだけ平準化するような形ということで考えております。

それから、組合ニュースの関係でございますが、議員おっしゃるとおり、年3回発行いたしまして、毎回、新聞折り込みによって配布をしており、関係市におきましては、それ

それ500部ずつぐらい毎回お渡ししておりますので、それにつきましては関係市にお任せをしているという状況でございますので、関係市におきましてはできるだけそのような施設にも置くようには今後、話をしていきたいと思っております。

○施設推進課長（宮寺克己） 粗大ごみ処理施設の変電設備の更新工事でございます。

この設備は粗大ごみ処理施設とともにありまして、30年以上使っている中で、ところどころで維持管理ということでメンテナンス等を行っているのですが、全体的な設備、毎年電気設備の点検委託を業者をお願いしているのですが、その結果を受けましても、特に部品などでかなり古くなっているもので、調達が難しいというものもあるということがございます。それから、外の鉄の箱につきましても、やはり雨風でさびがあったりということもございますので、ここで新しいものにさせていただくというものでございまして、具体的にはナンバー1とナンバー2と二つ並んでおりまして、それぞれを外しまして新しいものを設置いたします。そうしまして、ナンバー1の配電盤から、例えば電灯盤への配線、それから配管の更新、それからナンバー2の変電設備からは、破碎機のモーターへの配線、配管を行います。それから、ナンバー1の配電盤からナンバー2へ渡り配線をする必要がございまして、その配線、配管の更新。それから、いわゆるアースですが、設置極を設置するというを予定しておりまして、予算といたしまして4,060万8,000円を計上させていただいております。

現場の工事につきましては10月ごろを予定しております。当然、電気設備が動きませんので、ごみ処理に支障を及ぼさないように週末、土曜日・日曜日、それから月曜日・火曜日というのが施設がごみの搬入の関係で動かないことが多いです。土・日・月・火の4日間を使って一気に設置、更新工事を行い、それでごみの搬入処理には支障のないように行ってまいりたいと考えております。

○3番（村山順次郎） 最後の、粗大ごみ処理施設の更新工事についてはわかりました。ごみ処理についても影響がないようにということで、その他の方法がないという、必要な工事なんだということで理解をしました。

りゅうせんえんニュースについては500部ずつ3市に渡しているということでしたが、私も担当のほうに聞いてみたいと思いますが、その500部の活用の仕方というのはよく相談というか、やりとりをしていただきたいと。有効に市民の方に、必要な方に、いいニュースをつくられていますので、それをちゃんと必要な人に届けるというのが大事なと思いますので、そのところは役割分担等はあると思いますけれども、御配慮いただけ

ればと思います。

それで、負担金のところはもう一回お聞きしたいのですけれども、公債費が下がっているということは承知しております。ですので、そこは理解をしております。焼却施設、クリーンポートの大規模改修を今後されていくということも一応理解をしていますし、その平準化もするということも理解をしています。その関係であまり負担金が上がらないということでしたが、今のお話ですと、リサイクルセンターと不燃・粗大ごみ処理施設の更新というのは、その上に幾らか、規模はわかりませんが、プラスになって乗ってくるというイメージで見ていいんでしょうか、負担金の総額として。3市の中でどう按分するかは、そのときのルールに従って按分されるんだと思いますが、負担金の総額としては今の僕の言ったようなイメージ、クリーンポートの大規模改修については公債費の減額と行って来いのある程度相殺するような関係だけれども、その他の施設の更新費用というのは負担金にさらにその上に乗ってくるというイメージでいいんでしょうか。

○総務課長（新井謙二） 今後の不燃・粗大ごみ処理施設やリサイクルセンターの更新などにつきましては、今後、関係市とよく協議をして、検討して計画を練らなければならないところなのですが、現在のところ、いつからという計画ではございません。ただ、大規模改修工事が例えば10年間で行うのであれば、その10年後を目標として更新などを考えていくのであれば、負担金についてはその上乘せになりますが、それほど大きな上昇はないと考えております。

○3番（村山順次郎） いつやり始めるかによって、いつ負担金がふえるかという時期が前後するというのはおっしゃるとおりです。どういうふうにするのかということと、いつリサイクルセンターと不燃・粗大ごみ処理施設をやるかということはこれからの検討ですので、いつどうするというのは決まっていませんからおっしゃるとおりですが、その部分は将来どこかのタイミングでは負担が生じるということは一方で可能性としてはあるということだと理解をいたしました。ありがとうございます。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○8番（小西みか） 厚生施設の改修について、いろいろ予算上の影響については今御説明をいただいたんですけども、例えばプールを使わないということになりますと、今、温水プールということですので、余熱を利用して温水プールに水とか使っていると思いますけれども、その辺の余熱が、これからプールをしばらく使わないということによって、そうした処理に対しての影響ですとか、例えばそれによって何か逆に冷たくして流す

ための費用がかかるということはないのかについて御答弁をいただけたらと思います。

○技術課長（佐藤元昭） 厚生施設の温水プールに関しましては、クリーンポートの蒸気を利用しております。微量のものです。それがプールに送らなくて済むとなれば、その分発電に回せることから、歳入確保に若干ですが、影響が出ると考えております。

○8番（小西みか） そうしますと、財政上プラスに働くけれども、マイナスに働くことはないと思ってよろしいということですね。

○技術課長（佐藤元昭） プールの歳入と電力の売り払いの歳入との比較になると思うのですが、そのまま歳入が減るということではなくなるということ御理解いただければと思います。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。ございませんか。

○6番（桐山ひとみ） 予算書の雑入のところの自動販売機取扱事務費等というところがあると思うのですが、柳泉園内にはこの自動販売機というのは何台設置されているのかということをお教えいただきたいと思います。

それから、29ページの工事請負費の粗大ごみ処理施設屋外変電設備更新工事とあると思うのですが、これはさきに2月12日の爆発事故がこの粗大ごみ処理施設で起こっていると思うのですが、それらのところでは冒頭の先ほどの御答弁の中では、屋根が飛んだ、そのぐらいの程度で済んだけれども、その他については大丈夫だったという御答弁だったと思うのですが、特段問題ないという認識の中での変電設備の更新工事というのはあくまでも別物で、それで例えばどこかが故障してしまったり、老朽化で古くなってきているから一緒に、予定はしていたんだけど、ちょうどよかったということではないですが、新たに今年度予算に乗せてきているのかということについて、改めてお伺いしておきたいと思います。

それから、これはわからないので教えてください。備品購入費がの中で、パッカー車購入とかダンプトラック購入とあるんですけど、18万5,000円と12万7,000円の予算額ですけど、これがどの程度の購入になるのか。感覚でいくととても安いなと思ったので、その辺のちょっと試算の関係でお教えいただきたいと思います。

とりあえず、お願いいたします。

○施設管理課長（千葉善一） それでは、15ページの雑入の自動販売機の取扱事務費等でございますが、厚生施設内ではプール棟と浴場施設内にそれぞれ設置してございます。浴場施設には自販機が2台、そして牛乳の販売機が1台ございます。そして、プール棟の

2階には、カップを主に2台、そしてプール棟の1階に1台、プール棟に2台、計8台であります。

この中には電気代のほかに売り上げによりまして手数料として何%と比率がございますので、そのメーカーによって、またその品物によっても均一となっておりませんので、トータルといたしまして自動販売機といたしましては317万6,000円といった形での雑入を見込んでおります。

○資源推進課長（宮寺克己） お答えいたします。

まず、変電設備の更新工事でございますが、こちらは先ほど申し上げましたように、30年以上使っていることでかなり老朽化が進んでいるものでございまして、平成27年度におきまして更新をすることを前提に、コンサルタントに設計業務を委託しております。その内容をもとに今回積算した金額、それをまた庁内で精査していますが、それで金額を出しているのに、特に爆発によって何か金額が上積みになったり、中身が変わったということはありません。

それから、備品購入費の件でございますが、まず不燃・粗大ごみ処理施設でパッカー車、いわゆるごみの収集で後ろで機械が回るようにごみを巻き込んでいく方式の車ですが、こちらは可燃性の粗大ごみなどを細かく砕いた後にそのパッカー車に乗せまして、可燃性のごみですので、クリーンポートに運んでいっておろすという車なんですけど、これはリースをしております、当初5年リースをしておりました。それで、その5年のリースが終わった後でさらに再リースを5年間、計10年間使っておりました。ここに来まして再リースの金額が、それは平成27年度と同じなんですけど、約21万円かかる場所、それを買い取った場合幾らになるかということをお尋ねしたら、再リースのその料金よりも安くなるということで、今回、備品購入で計上させていただきました。

それから、リサイクルセンターの資源管理のものにつきましても、最初はリース5年、それから再リースを4年かけておりました。合計9年なんですけど、こちらでも確認しましたところ、再リース料より買い取りのほうが安いということで、その分、使用料を減らして備品購入費に計上させていただいたということでございます。

○施設管理課長（千葉善一） すみません。先ほど説明申し上げました自動販売機の関係でございます。一部訂正をさせていただきたいと思っております。

先ほどお風呂場で2台と1台という話をさせていただきましたが、ロビーに2台と各お風呂場に1台にずつございますので、浴場施設につきましては計5台となります。プールの

ほうで3台で計8台、それ以外に野球場に1台、テニスコートにも1台ございました。すみませんが、訂正させていただきたいと思います。

○6番(桐山ひとみ) ありがとうございます。

自販機もいろいろな契約の仕方があるかと思うのですけれども、一応電気代はかかるとはいえ、これだけ収入もあるということなので、これらについては何台というのがわかったので結構です。ありがとうございます。

それから、粗大ごみ処理施設の更新工事の関係も理解をしました。今回の爆発事故で特段上乘せの予算になっているということでの計上ではないということの理解をさせていただいたので、これも結構でございます。

それから、パッカー車購入についてもなるほどと、備品購入と書いてあったので、新規で購入にしては安いなと思ったので、今まで使っていたものを買い取られたという認識だということで、経費の節減をされているということなので理解をさせていただきました。

あと、ごめんなさい、ちょっと漏らしている部分が1点あったのが、予備費の考え方なんですけれども、この予備費の毎年予算の考え方というところで、どの程度いつも予備費として予算計上をされているのかということについて、緊急を要するときに予備費の充用をされていくとは思うのですけれども、このあたりについての考え方について教えていただきたいと思います。

○総務課長(新井謙二) 予備費でございます。本年度におきましては2億1,100万円ほどでございます。この中には私車処分費といたしまして、平成29年度の私車処分費の精算分として、来年度予算に繰り越さなければならないものですから、その精算予定分が1億9,000万円ほどございます。ですので、柳泉園で使える純然たる予備費といたしましては、毎年2,000万円と見込んでございます。

○6番(桐山ひとみ) 予備費の考え方についてはわかりました。基本的には柳泉園で使えるのは2,000万円程度だということがわかりました。

今回のこの予算を通してですけれども、毎年やはり我々が気になるところは、もちろん経費の節減とか削減を御努力いただいているということも注視させていただいているのですけれども、各構成市の負担金というものがやはり上昇しないようにしていかなければならないということで、我々もこのようなところで細かいところの質疑をさせていただいています。

村山議員からも出ておりましたし、また施政方針にも書かれていましたが、今後30年

の経年劣化の中での粗大ごみ処理施設とリサイクル施設の建てかえとか、そのような計画が今後予定されているということで、これから各構成市の中で話し合いをしながら、ただいま課長のほうからは、更新計画10年終わった後に新たにそこあたりからまた検討が、建てかえも含めて変わっていくのかなとは思うのですけれども、ただ、このようなところで新たに経年劣化の中で部品とか、それぞれ故障ですとかそのようなところというのは毎年やはり起こり得ることで、ここへ来て結構がたがたしているものが多かったように見受けられるので、やはりそのようなところで負担金も抑制しつつですけれども、同時にこのような積算も含めて幾らぐらいかかっていくのかも含めて、ぜひまた議会のほうにも情報提供を常にしていただいて、それぞれの中でまた持ち帰って、我々もそれぞれの議会の中でも検討していく材料としたいと思っておりますので、ぜひそのあたりもよろしく願いをしたいということで、質問を終わります。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、質疑なしと認めます。

以上をもちまして議案第10号、平成28年度柳泉園組合経費の負担金について及び議案第11号、平成28年度柳泉園組合一般会計予算の質疑を終結いたします。

これより議案第10号、平成28年度柳泉園組合経費の負担金についてに対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、討論なしと認めます。

以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第10号、平成28年度柳泉園組合経費の負担金についてを採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第10号、平成28年度柳泉園組合経費の負担金については原案のとおり可決と決しました。

これより議案第11号、平成28年度柳泉園組合一般会計予算に対する討論をお受けいたします。討論があります場合、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。ございませんか。

続いて、賛成の方の討論をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 簡潔に一言申し上げたいと思います。

毎回お願いをしていることでもありますけれども、大規模改修等を行うに当たって、また水銀の問題もございました。今回の定例会では一部爆発事故等の議論もありました。もう既にされているとは思いますが、周辺住民の皆さん、また関係市、周辺市の皆さんに対するその安心を得るための努力ということは、引き続きお願いをしたいと思います。

それに伴って、よりよい厚生施設、大規模改修を今後されていくことになると思いますけれども、その辺についても留意をいただきたいと思います。

また、ある程度想定し得る事故であったということの御説明もありましたが、クリーンポートを初めとする施設においては、安全ということも十分注意をしていただきたいと思います。

これも、前回、前々回の議論でございましたが、安定稼動ということと全体のコストを縮減していくということの非常に両立しがたい二つの課題に日々取り組まれていると思います。クリーンポートを初めとする処理施設がとまってしまっはしようがないという面と、一方で何でも新しくすればいいというものでもないということの、その両立にも十分注意をしていただきたいと思います。予算が通ればそれを執行していくという段階になっていくと思いますので、その段階においてもその点については十分留意して取り組んでいただきたいと思います。

そのような意見を申し上げて、今議題になっております平成28年度柳泉園組合一般会計予算については賛成をしたいと思います。

○議長（渋谷けいし） ほかに賛成討論はございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第11号、平成28年度柳泉園組合一般会計予算を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第11号、平成28年度柳泉園組合一般会計予算は原案のとおり可決と決しました。

○議長（渋谷けいし） ここで、職員をして平成28年度柳泉園組合議会定例会日程予定表を配付させます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして平成28年第1回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午後 3時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 渋谷 けいし

議 員 村 山 順次郎

議 員 後 藤 ゆう子